

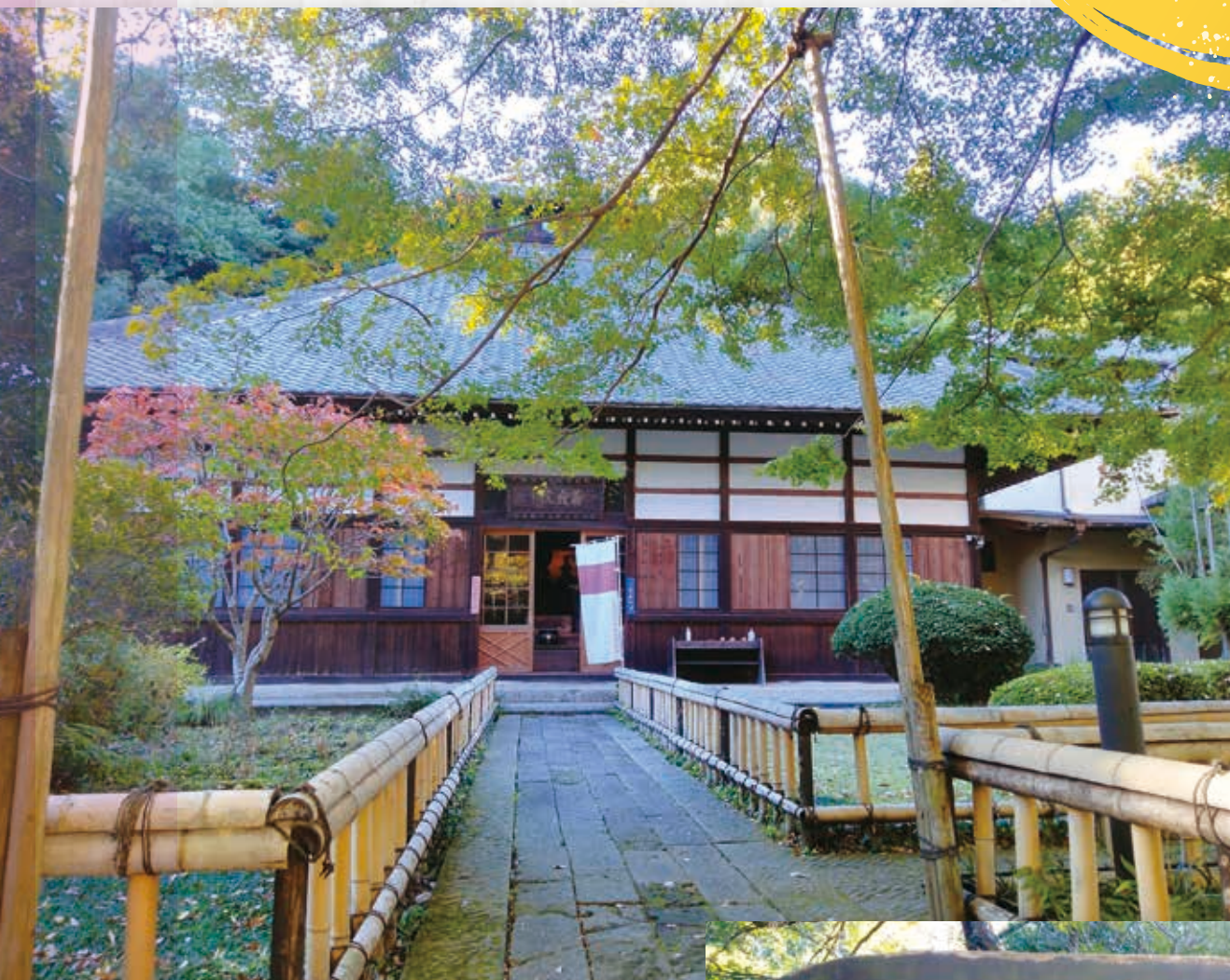
新春号

No.191

行政ぐんま

2024 GYOSEI-GUNMA

年頭のあいさつ
令和六年新年賀詞交歓会開催報告



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

金 龍 寺

太田山義貞院金龍寺は群馬県太田市金山町に境内を構えている曹洞宗の寺院です。金龍寺の創建は元享元年(1321)、新田義貞が天真自性和尚を招いて開山し、義貞の戒名である「金龍寺殿眞山良悟大禅定門」から金龍寺と号したのが始まりと伝えられています。

延元3年(1338)に義貞が戦死した事で庇護者を失い一時衰退しますが応永5年(1398)に一族である岩松満純(父系は足利氏、母系は新田氏)が諸堂を再建し中興開基しています。その後、応永24年(1417)に当時の金山城の城主である横瀬貞氏(新田義貞の3男である新田義宗の子)が現在の福井県坂井市丸岡町から義貞の遺骨を境内に移し、廟所を造営、木像を安置し、横瀬家の菩提寺としました。

歴代金山城主の五輪塔や新田義貞の供養塔があり、市の重要文化財に指定されています。金龍寺を訪れるならば晩秋がおすすすめ。本堂周辺の素晴らしい紅葉を堪能することができるはず。上州太田七福神では毘沙門天を祭っています。

(広報部 柳 芳信)



GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

01 年頭のあいさつ

年頭のご挨拶	群馬県行政書士会 会長 古田島俊憲	3
新年知事あいさつ	群馬県知事 山本 一太	4
令和6年 会長年頭所感	日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	5
年頭のごあいさつ	群馬県議会議長 安孫子 哲	6

02 令和6年 新年賀詞交歓会 開催報告 7

03 本会のうごき

・知トク情報	会長 古田島俊憲	10
・意見交換会報告	会長 古田島俊憲	11
・群馬県行政書士会役員等一覧		12
・群馬県行政書士会車庫証明業務合同受託事務所		13
・規則の改正について		14
・各種申請手続き等における行政書士の活用について		16
・補助者に対する表彰の実施について		18
・「職務上請求書取扱説明書」について	総務部	21
・公益社団法人群馬県産業支援機構との包括連携協定の締結	副会長 吉田 明浩	25
・館林信用金庫との包括的連携協定の締結	副会長 吉田 明浩	26
・【ご報告】令和5年度特定行政書士法定研修実施について		
・特定行政書士法定研修 講義責任者 清水 裕幸		27
・行政書士の電話無料相談報告		29
・会務報告（9月、10月、11月、12月）		30

04 研修会等報告

・行政書士のための相談業務研修会 開催報告書	広報部長 服部 成二	34
------------------------	------------	----

05 支部だより

・前橋支部 親睦研修旅行会	前橋支部長 池田 正晃	35
・桐生支部 あつまれSDGs！2023～みんなで育てるSDGs未来ツリー～に参加して	桐生支部 須藤 麻美	35
・桐生支部 令和5年度 東毛4支部合同視察研修会について	桐生支部長 中山 一郎	36
・安中支部 西毛四支部合同研修会の報告	安中支部長 須藤 修司	36

06 令和5年度 行政書士試験 実施報告

群馬県会場 責任者 秋山 賢治	37
-----------------	----

GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

2024. No191

業務指導通信

07

- ・令和5年度第1回相続業務分科会構成員会議に関する報告書
..... 業務推進グループ相続業務分科会会長 上原 陽子... 38
- ・令和5年度第1回建設業務分科会構成員会議に関する報告書
..... 業務推進グループ建設業務分科会会長 穂苅 優人... 38
- ・令和5年度第1回入管業務分科会構成員会議に関する報告書
..... 業務推進グループ入管業務分科会会長 千明 正由... 39

日行連ニュース

08

- ・令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会 40
- ・会長会 40
- ・令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会出席報告
..... 群馬県行政書士会 総務部長 清水 裕幸... 41
- ・日行連関東地方協議会「広報業務分科会」に出席して 副会長 山田 英史... 41
- ・建設環境関係業務 意見交換会報告書 塩野 有希... 42
- ・令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会連絡会との連絡会国際業務部会 出席報告書
..... 広報部長 服部 成二... 43
- ・日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会市民法務関係業務意見交換会 参加報告
..... 経理部長 後藤 康徳... 43

日政連ニュース

09

- ・令和5年度顧問県議との意見交換会 開催報告書
..... 日政連群馬県支部 常任幹事 服部 成二... 44

読んで得する業務資料

10

- ・業務資料について～標題一覧～ 45

お願い・連絡事項

11

コスモス群馬

- ・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 第13回定時社員総会報告
..... コスモスぐんま支部長 上原 陽子... 47
- ・成年後見利用促進会議報告 コスモスぐんま 塩野 有希... 47
- ・コスモスぐんま活動のご報告 コスモスぐんま 塩野 有希... 48
- ・成年後見利用促進会議報告 コスモスぐんま 塩野 有希... 48
- ・広報活動について 49
- ・群馬県特定（産業別）最低賃金について 49

登録事項変更

12

- 50

編集後記





年頭のご挨拶

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊 憲

01

皆様、明けましておめでとうございます。令和6年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より群馬県行政書士会の運営にご理解・ご協力をいただき心より御礼申し上げます。

令和6年は、令和5年に引き続き業務に直結した研修会の開催を実施します。行政書士のメイン業務に加えて、新規業務についても研修会を実施してまいります。その他、法改正の際には、研修会を設け皆様が迅速に対応できる環境を整えます。また、分科会の充実も図ってまいります。現在、3つの分科会が活動していますが、これらの分科会の活動を積極的に行います。分科会員のスキルアップを図り、相談会の相談員や研修会の講師など様々な場面で活躍していただきます。

本会の組織形態では、現在の6部、1グループの体制を維持し、運営上、必要に応じて委員会を設けるなどの措置を講じます。会員の皆様に納得していただける体制及び運営といたします。また、会報誌“行政ぐんま”をより多くの会員が参加できる誌面にしていきます。行政ぐんまは、全会員の皆様と接点を持つことができる貴重な場ですので有効活用いたします。さらに新入会員の実務能力向上への環境整備に努めます。実務能力向上のためには、実際に業務をこなすことが必須です。新入会員がより多くの実務に携われるような環境に整備してまいります。

外部との連携に目を転じますと、令和5年9月6日には群馬県産業支援機構と、同年11月9日には館林信用金庫とそれぞれ包括連携協定を締結しました。これにより、5つの金融機関と協定を締結したことになりますが、今後は、これらの連携を強化し、地域経済の活性化、産業の振興に貢献してまいります。その他、コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部と協力しての成年後見業務の周知活動、さらには各支部で実施する法教育事業へのサポート体制も強化してまいります。

県内で1,100名を超える行政書士は、各地域に密着し、県民に寄り添う「身近な街の法律家」です。行政書士に対する地域社会からの期待、そして会員の皆様には行政書士としての誇りを持っていただけるような会務運営に努めてまいります。

この新しい年が会員の皆様にとって、益々の飛躍の年となりますよう心より祈念申し上げますとともに、本会の運営につきまして一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年知事あいさつ

群馬県知事 山 本 一 太

明けましておめでとうございます。群馬県行政書士会の皆さまには、新春を健やかに迎えのことで、心からお慶び申し上げます。

皆さまには、日頃から県民と行政をつなぐ架け橋としてご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、県政推進へのご理解とご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、知事としての2期目がスタートして5ヶ月が経ちました。新年を迎え、改めて県政を担うことの重責に身の引き締まる思いであり、皆さまの負託に全身全霊で応えていきたいと決意を新たにしています。

去年は、原油価格や食料品などの物価高騰への対応など、県民生活や事業者を支えるための対策に全力を注ぐとともに、約3年に及んだ新型コロナとの闘いを乗り越え、新しい群馬を創るための取り組みを進めた1年でした。特に、群馬県で初めて誘致に成功した「G7^{セブン}群馬高崎デジタル・技術大臣会合」の開催は、群馬県が重要な国際会議の開催地となりうることで、そして、魅力あふれる地域であることを国内外に示すことができたと考えています。

また、新たな地域交通システムである「GunMaaS^{グンマース}」のサービスを開始することができました。将来的には県内全域でサービスを展開し、県民の利便性を向上させるものです。高齢者や免許を持たない学生など、自家用車がなくても、いつでも外出できるような持続的な公共交通への転換を進めていきます。

さらに、海外の先進的な取り組みを採り入れ、群馬県がさらに発展する道を開くため、独自の地域外交を精力的に展開しました。去年は、国を挙げたコンテンツ振興で成果を上げている韓国、経済発展が著しく有望な投資先として注目されるベトナム、非認知能力を育てるSEL教育の先進地であるスコットランド、世界最先端のデジタルクリエイティブ企業が集まるアメリカを訪問いたしました。外国政府や企業とのハイレベルな人脈を構築するとともに、知事自らによるトップセールスにより数多くの知見を得ることができました。これらを群馬県の活性化につなげていきます。

この他、いわゆるワイズスペンディングの考え方にに基づき、行財政改革にも注力しました。これにより、大きな予算を必要とする、高校生世代の医療費無料化、老朽化した小児医療センターの再整備、利根川新橋の整備など、将来を見据えたさまざまな事業を決断することができました。

本年も、新・群馬県総合計画ビジョンに掲げた「すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向けて、あらゆる分野で群馬の強みを活かした独自の「群馬モデル」を発案、実行、発信していきます。厳しい時代にあっても誰もが健康で豊かに暮らせるよう、これまでにない新しい発想で、群馬県から日本を変えていくという「攻めの姿勢」で県政を前進させていく覚悟です。

皆さまには、引き続き県政へのご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が皆さまにとって実り多き素晴らしい1年になりますよう、心からお祈り申し上げます。



令和6年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

01

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

群馬県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならないことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関して、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わり積み上げた行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基盤構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの代理申請手続事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各单位会と地元自治体での連携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となって、積極的に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、真っ先に「そうだ、行政書士に相談しよう!」と想起していただけるような存在になるべきだと考えています。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、国民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、群馬県行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

群馬県議会議長 安孫子 哲

明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎えるに当たり、群馬県行政書士会の皆様に、県議会を代表して、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと慶び申し上げます。

振り返りますと昨年5月、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に移行され、日常生活が戻ってまいりました。コロナ禍の3年間、当たり前だった日常の生活様式は大きく変わり、多くの方が不安やストレスを感じる日々が続きました。新しく迎える新年は、社会経済活動が正常化し、人々のつながりがより強固になる社会が実現することを期待しております。

また、去年は、首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災の発生から100年の節目の年であり、今後、首都直下地震等の発生が懸念される中、改めて災害対応の重要性について再認識する年でありました。

県議会といたしましても、力強い県内経済の再生、防災・減災対策をはじめ、少子・高齢化による人口減少や、情報化・グローバル化などの社会構造の変化による様々な課題に対して、県執行部並びに関係機関との連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

さて、県議会では、大学生との意見交換や、議員が高校へ直接出向き、政治や選挙等について解説し意見交換する事業など、若い世代に政治への関心を高めてもらえるための取り組みを積極的に実施しております。

選挙のたびに投票率の低下が顕著になる中、これからも若者をはじめ多くの方に県政への関心を高めてもらえるよう、群馬県議会では、個々の議員がそれぞれの地域において皆様の声をしっかりと受け止め、県政に届けるよう努めてまいります。

新たな年を迎え、本年が皆様にとりまして健やかで幸多き年となりますよう、心から祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

令和6年 新年賀詞交歓会

開催報告



02



古田島 俊憲 本会会長



秋山 賢治 日政連群馬県支部支部長

令和6年1月16日

広報部副部長 仲道さゆり

令和6年1月16日(火)午後4時より、エテルナ高崎2階ヴァンペールにおいて、群馬県行政書士会主催、日本行政書士政治連盟群馬県支部、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部共催による新年賀詞交歓会が開催されました。

清水総務部長による司会の下、吉田副会長のことばで開会し、古田島会長・秋山支部長より主催者挨拶が述べられました。続いて、山本一太群馬県知事をはじめとするご来賓の皆様より祝辞をいただきました。

その後、山梨会有賀一雄会長の乾杯のご発声で祝宴となりました。祝電も披露され終始和やかな雰囲気の中、亀田副会長の閉会のことばでお開きとなりました。

国会議員・県議会議員・各団体の代表・単体会会長等の御来賓の方々と群馬会会員、約100名のご出席を頂き、盛大な新年賀詞交歓会となりましたことを報告いたします。



山本 一太 群馬県知事



左から、井野俊郎衆議院議員、笹川博義衆議院議員、
尾身朝子衆議院議員、福重隆浩衆議院議員、清水真人参議院議員



会場の様子



群馬県議会議員



左から、高木勉渋川市長、富岡賢治高崎市長、
須藤昭男みどり市長



金沢 和則 日行連副会長



井口 由美子 日政連会長

群馬県行政書士会・日政連群馬県支部

02

本会のうごき



知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

前号より開設した当コーナー、今回は本会が連携している金融機関をご紹介します。日本政策金融公庫、高崎信用金庫とは中小企業等支援に関する覚書を、それ以外の金融機関とは包括的連携に関する協定を締結しています。ただ、いずれの金融機関とも覚書や協定の内容実現には至っておりません。まず第一歩として、各金融機関が実施する相談会の相談員や研修会の講師派遣などを想定しています。

また、当人同士の話し合いになることはご承知おきいただきたいのですが、本会会員の顧客で融資を希望する方がいらっしゃいましたら、連携している金融機関をご紹介しますことも可能ですのでその際はご連絡いただければ幸いです。

金融機関との連携について

締結日	金融機関	内 容
平成24年9月28日	日本政策金融公庫	中小企業等支援に関する覚書
平成25年2月4日	高崎信用金庫	中小企業等支援に関する覚書
令和1年9月18日	しののめ信用金庫	包括的連携に関する協定書
令和2年3月18日	北群馬信用金庫	包括的連携に関する協定書
令和5年11月9日	館林信用金庫	包括的連携に関する協定書

いかがでしたか。皆さんの地元の金融機関名はありましたか。
では、次号も有益な情報をお届けします。

意見交換会 開催報告

会長 古田島 俊憲

会員の皆様や我々行政書士と関わりの深い官公署等から、有益なご意見や提言をいただきたく意見交換会を実施しています。

群馬県建設企画課との意見交換会

令和5年9月22日に開催された建設業務研修会終了後、意見交換会を実施しました。当日は、研修会出席者で意見交換会参加を希望した本会会員と講師を務めていただいた県担当者との質疑応答という形式で行いました。以下、内容の一部を掲載します。

(県：県担当者・行：行政書士)

(J CIPの現状)

(県) 現時点での申請件数は、許可申請と変更届等を合わせて、業者から30件以下、行政書士の代理申請はゼロである。
※数値は9月22日現在のもの

(行) J CIPの利用が増えない理由としては、GビズIDの取得などハードルが高いからではないか。

業者に申請書類を返送する際、取得に関するチラシを同封したらどうか。

(県) チラシの同封は可能なので対応したいと思う。

(行) J CIPを利用した場合と紙申請の場合とで、許可が出るまでの時間に差異がない。J CIPの方が早くなれば利用する価値はあると思われる。

(県) J CIPの方が早く決裁できるように検討したい。

※ J CIP：建設業許可・経営事項審査電子申請システム

(その他)

(行) 今後、許可申請時に“登記されていないことの証明書”を添付しないことは可能か。

(県) 政令で定められていることなので県で決めることはできない。

(行) 工事経歴書の作成において、どの工事業種に割り振ればいいのか難しい。

(県) 確かに、建築一式工事とリフォーム工事の区別は難しい。一棟建てるのは建築一式工事で問題ないが、改築は認めていない。契約書等のコピーをいただければ検討させていただく。

(県からの要望)

- ・ 社会保険の確認資料などは、手引きに記載されているとおりにお願いしたい。特に健康保険証などのマスキング忘れが多いので注意していただきたい。
- ・ 委任状と納税証明書は、本体と一緒に綴じず別にしていただきたい。

新人会員との意見交換会

令和5年10月12、13日に新人会員研修会が開催され、初日の講義終了後、新人会員と本会役員の間で意見交換会を実施しました。以下、新人会員からの主な質問・要望を掲載します。

(質問・要望)

- ・ 他支部の人でも参加可能な任意の勉強会があれば情報提供していただきたい。
- ・ 新人会員が陥りやすいミスとその防止策を教えてください。
- ・ 行政書士資格取得後、補助者としての修行はどの程度の期間必要か。
- ・ 未経験の分野の業務を受注した場合の対応方法を教えてください。
- ・ ご自身が専門としている業務は、どのようにして習得したのか。
- ・ 独立後、固定客を獲得するために、会社等に対してどのような営業活動をするべきか。
- ・ 相続業務で相続人の間で意見の相違があった場合の対応方法をお聞きしたい。また、どの範囲まで調整に介入できるのか。

群馬県建設企画課との意見交換会では、J CIPの現状を知ることができ、こちらからも要望を出させていただきました。また、新人会員との意見交換会では、質問・要望について本会役員が丁寧に回答し、今後業務を行う上での参考にしていただけたのではないかと思います。

今後も、意見交換会・情報交換会を積極的に行い、そこから得た有益なご意見や提言を会の運営に役立ててまいります。

支部長会			
議長	高崎	吉田 憲一	
副	前橋	池田 正晃	
	伊勢崎	飯島 正暢	
	桐生	中山 一郎	
	太田	坂井 淳志	
	富岡	廣川 道明	
	藤岡	根岸 幹郎	
	安中	須藤 修司	
	渋川	佐藤 剛	
	沼田	徳江 真治	
	吾妻	大竹 秀和	
	館林	太田 雅仁	

品矢	一彦	前
荒井	伸一	桐
柳生	由幸	安

総務部長	清水 裕幸	伊
経理部長	後藤 康徳	洪
法務監・審判部長	菅野 義郷	前
許認可業務・ 法務業務部長	大原 岳	高
広報部長	服部 成二	太
国際業務・ デジタル社会部長	塩野 有希	高

部 役職名	総務部	経理部	法規監察部	許可業務・ 法務業務部	広報部	国際業務・ デジタル社会部
部長	清水 裕幸	後藤 康徳	菅野 義郷	大原 岳	脇部 成二	塩野 有希
副部長	上原 陽子	剣持 博美	並木 正和	新井 清明	仲道 さゆり	吉岡 欣三
部員	中島 肇	黒川 美登枝	本間 ケイ子	尾池 勢一	小林 大栄	佐藤 美保子
	齋藤 恵美		中澤 望	高橋 憲一	柳 芳信	田島 渡
	和久井 政夫			藤生 明美	岩井 和幸	大谷 正巳
					天田 忠明	

委員	笛木 昭彦	前
委員	安田 賢一	高
委員	中島 正	伊
委員	高田 純子	桐
委員	茂木 利美	太
委員	市川 充人	富
委員	小笠原 剛	藤
委員	土屋 健一	安
委員	山口 幸輔	渋
委員	穂苅 優人	沼
委員	北川 拓夫	吾
委員	田沼 昇一	館

役職名	委員会	委員会	前
委員名	尾池 勢一	桐	菅野 義郷
副委員長	山田 英史	前	中澤 功史
	矢嶋 光男	前	亀田 恒義
	鳥屋 庄三	高	高橋 一聖
	新井 高男	前	萩原 洋一
	中村 貴昭	太	坂井 淳志
委員	岩崎 博昭	高	

行政書士管理委員会	
委員長	高田 恒義
	山田 英史
	吉田 明浩
	中島 肇
	清水 裕幸
	後藤 康徳
	菅野 義郷
	大原 岳
	服部 成二
	塩野 有希
	吉田 憲一
委員	前館安伊洪前高太高

[illegible]

・・・群馬県行政書士会車庫証明業務合同受託事務所・・・

事務所名	責任者氏名	所 在 地	電話	FAX
			メールアドレス	
前橋車庫証明業務 合同受託事務所	竹之内孝之	〒371-0842 前橋市下石倉町31-11	(027) 255-6007	(027) 255-6017
高崎 //	鳥屋 庄三	〒370-0077 高崎市上小塙町1261-1	(027) 344-4649	(027) 344-4647
伊勢崎・佐波 //	浦中 孝浩	〒372-0041 伊勢崎市平和町26-15	(0270) 23-5365	(0270) 23-4432
桐生・大間々 //	尾池 勢一	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3716番地	(0277) 76-0290	(0277) 51-5936
太田 //	藤生 明美	〒379-2301 太田市藪塚町2034番地2	(0277) 78-6149	(0277) 32-6975
富岡 //	市川 充人	〒370-2316 富岡市富岡1184-1	(0274) 64-1313	(0274) 64-2758
藤岡 //	根岸 幹郎	〒375-0013 藤岡市上戸塚40-2	(0274) 23-7783	(0274) 23-7783
安中 //	中島 肇	〒379-0135 安中市郷原300-2	(027) 385-1550	(027) 385-0570
			gyosei_kikaku@mtc.biglobe.ne.jp	
渋川 //	中澤 功史	〒377-0007 渋川市石原157番地19	(0279) 22-1615	(0279) 25-7071
			office.nakazawa@gmail.com	
沼田 //	徳江 真治	〒378-0024 沼田市下川田町195番地	(0278) 20-1170	(0278) 25-9035
吾妻 //	劔持 博美	〒377-0414 吾妻郡中之条町大字平1410番地	(0279) 75-6616	(0279) 75-6615
長野原 //	石下 雅邦	〒377-1308 吾妻郡長野原町大字大津243番地	(0279) 82-2163	(0279) 82-3727
			m-ishi@fine.ocn.ne.jp	
館林 //	本間ケイ子	〒370-0601 邑楽郡邑楽町鶉1192-1	(0276)88-4315 携帯090(2460)5544	(0276) 88-1794

規則の改正について

群馬県行政書士会事務局規程の一部改正案について

【提案理由】

令和4年12月16日付、群馬県行政書士会会則施行規則第31条「部の設置」が改正され、部の名称が変更されたことに伴う改正。

改正（案）	現 行
（担当） 第5条 事務局に次の担当を置く。 総務、経理、<u>法規監察、許認可業務・法務業務、</u> 広報、<u>国際業務・デジタル社会部</u> 附則 この規程は、令和5年9月28日から施行する。	（担当） 第5条 事務局に次の担当を置く。 総務、経理、<u>企画開発、業務指導</u>、広報

群馬県行政書士会苦情処理及び苦情処理担当委員会の運営に関する規則の一部改正案について

【提案理由】

令和4年12月16日付、群馬県行政書士会会則施行規則第31条「部の設置」が改正され、部の名称が変更されたことに伴う改正。

改正（案）	現 行
（他の機関への付議） 第7条 会長は、苦情事案の処理又は再発防止に必用と判断としたときは、次に定めるところにより他の機関に付議を依頼するものとする。 一 会員の綱紀粛清又は処分に関する事項 常任理事会・綱紀委員会 二 非行政書士に関する事項 <u>法規監察部</u> 三 会員の業務遂行上の過誤等に関する事項 <u>許認可業務・法務業務部</u> 四 規則等に関する事項 総務部 附則 この規則は、令和5年9月28日から施行する。	（他の機関への付議） 第7条 会長は、苦情事案の処理又は再発防止に必用と判断としたときは、次に定めるところにより他の機関に付議を依頼するものとする。 一 会員の綱紀粛清又は処分に関する事項 常任理事会・綱紀委員会 二 非行政書士に関する事項 <u>企画開発部</u> 三 会員の業務遂行上の過誤等に関する事項 <u>業務指導部</u> 四 規則等に関する事項 総務部

群馬県行政書士会会則施行規則の一部改正について

【提案理由】

受講が義務化された一般倫理研修を集合研修で受講した会員の修了証は、単位会で作成し交付するため、当該修了証の再発行には単位会事務局の事務負担が生じることとなります。

よって、受益者負担とし、集合研修の受講者の修了証再発行手数料として、500円を徴収すること。

次に、インボイス制度が開始されることに伴い、本会も課税業者となるため、令和6年より消費税を徴収することになります。消税額が変わることも想定されるため、規則では、「税抜」と表記します。

以上の理由により、会則施行規則第39条別表を改正することが令和5年9月28日理事会にて可決承認されました。

群馬県行政書士会事務手数料一覧（第39条）新旧対照表

改正(案)			現 行		
手数料を徴収する事務	単位	金額(税抜)	手数料を徴収する事務	単位	金額
会員章変更・再交付	1 件	1,000円	会員章変更・再交付	1 件	1,000円
会員登録証明書	1 件	500円	会員登録証明書	1 件	500円
職印証明書	1 件	500円	職印証明書	1 件	500円
補助者設置届出	1 件	4,000円	補助者設置届出	1 件	4,000円
補助者更新申請	1 件	2,000円	補助者更新申請	1 件	2,000円
補助者変更届出	1 件	1,000円	補助者変更届出	1 件	1,000円
補助者再交付届出	1 件	2,000円	補助者再交付届出	1 件	2,000円
申請取次申請(新規・更新・再交付)	1 件	3,000円	申請取次申請(新規・更新・再交付)	1 件	3,000円
出張封印名簿登載手数料(新規)	1 件	3,000円	出張封印名簿登載手数料(新規)	1 件	3,000円
出張封印名簿登載事項更新手数料	1 件	2,000円	出張封印名簿登載事項更新手数料	1 件	2,000円
一般倫理研修修了証再発行手数料	1 件	500円			

【参考】税込み手数料一覧

手数料を徴収する事務	単位	金額(税込み)
会員章変更・再交付	1 件	1,100円
会員登録証明書	1 件	550円
職印証明書	1 件	550円
補助者設置届出	1 件	4,400円
補助者更新申請	1 件	2,200円
補助者変更届出	1 件	1,100円
補助者再交付届出	1 件	2,200円
申請取次申請(新規・更新・再交付)	1 件	3,300円
出張封印名簿登載手数料(新規)	1 件	3,300円
出張封印名簿登載事項更新手数料	1 件	2,200円
一般倫理研修修了証再発行手数料	1 件	550円



附則 この規則は、令和5年9月28日から施行する。

各種申請手続等における行政書士の活用について

(公印省略)

市第30099-7号

令和5年9月29日

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊憲 様

群馬県総務部市町村課長 田村 大輔

各種申請手続等における行政書士の活用について（送付）

このことについて、令和5年9月29日付けで、別添のとおり、庁内各所属長あて通知しましたので、御承知願います。

担当：行政係 吉田
電話：内2217

市 第30099-7号
令和5年9月29日

各所属長 様

総務部市町村課長 田村 大輔

各種申請手続等における行政書士の活用について（通知）

このことについて、行政書士は、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）の作成を業としており、他の法律に別段の定めがある場合等を除いて、行政書士以外の者（以下、「非行政書士」という。）が有償で書類を作成することは違法行為に当たります。

今後、各種申請や許認可に係る申請・届出手続の電子化が加速していく中、非行政書士による違法な代理手続や虚偽申請が増加する懸念があることから、貴職におかれましても、行政書士の業務について御理解いただくとともに、注意喚起を図る上で、下記について御検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 ホームページ等で補助金等を周知する際や、各種許認可に係る申請・届出の案内をする際に、「報酬を得て、本代理業務を行うことができるのは、行政書士のみである」ことを注意喚起すること
- 2 申請・届出等様式に、行政書士の代理人欄を設けること

担当：行政係 吉田
電話：内2217

補助者に対する表彰の実施について

会員の皆様が雇用している補助者に対し、表彰を行うことができるようにしました。
希望者は下記により本会にお申込みください。

記

- **表彰の種類** 永年勤続表彰
- **申出期間** 令和6年2月1日（木）から29日（木）まで
- **表彰対象者** 今年度の永年勤続表彰は、次の1及び2に該当する方を対象とします。
 - 1 補助者登録されてから継続して10年以上補助業務に従事した方
 - 2 人物、実績が優秀で他の模範となり、会員が表彰に値すると認めた方
- **基準日** 令和6年4月1日（月）
- **表彰方法** 表彰状の授与（定時総会時）
- **申込方法** 補助者を雇用している会員が次の1及び2を本会に提出（郵送可）
 - 1 推薦書
 - 2 表彰費用 2,000円
- **その他** ・これまでに表彰を受けたことのある方は対象となりません。

永年勤続者表彰推薦書

(氏名は正確に記入してください。)

フリガナ		生年 月日	大正・昭和・平成	性別	男 女
氏名			年 月 日		
補助者 登録日	昭和・平成 年 月 日		勤続年数 年 ヶ月		

[推 薦 者]

上記従業員を被表彰者として推薦します。

令和 年 月 日

事務所名 _____
(〒 —) TEL — —

所在地 _____

行政書士 _____

推薦理由

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊憲 様

群馬県行政書士会顕彰規則に基づき補助者に対してする顕彰に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、群馬県行政書士会顕彰規則第5条第三号を根拠にして補助者に対してする表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規において、「補助者」とは、行政書士法第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則第5条に定める者であって、本会に対し群馬県行政書士会補助者規則第8条に規定する設置手続きが行われた者のことをいう。

（表彰の基準）

第3条 補助者に対する顕彰は、補助者登録が行われてから継続して10年が経過した者を対象に行うことができる。

（表彰の時期及び方法）

第4条 本会が補助者に対してする表彰は永年勤続表彰とし、賞状を交付してする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は表彰を行わない。

- （1）表彰日の前日までに補助者登録が抹消され、又は有効期間が経過した者
- （2）表彰日前5年間に非違行為を行った者
- （3）その他本会が表彰をすることを適当でないと認めた者

3 表彰は毎年会長が定める日に行う。

（申請）

第5条 会員は、その設置した補助者について顕彰を受けようとするときは、本会に対してその旨の申請を行い、会長による承認を得なければならない。

2 前項の申請を行う会員は、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。

- （1）申請書
- （2）手数料 2,000円

（周知）

第6条 会長は毎年行政ぐんま誌上において、前条に規定する申請の方法その他必要な事項を周知することとする。

（改正）

第7条 本内規の改正は、常任理事会の決議を経て、これを行う。

附則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

「職務上請求書取扱説明書」について

総 務 部

御案内のとおり、令和5年8月31日付（以下、「施行日」）で、日本行政書士会連合会倫理規則が施行されるとともに日本行政書士会連合会が定める職務上請求書の使用及び取扱いに関する規則（以下、「規則」）が改正されました。

これに伴い、施行日以降、職務上請求書の払い出し方法等が大きく変わることになりました。

まず、購入時の必要書類について、これまでの「購入申込書」「誓約書」「使用済みの職務上請求書控え綴り（2回目以降の場合）」に加え、一般倫理研修の「修了証」の写しを提出していただく必要があります。一般倫理研修を受講していないため「修了証」を提出できない場合は払い出しを受けることはできません。もとより、一般倫理研修は会員全員に受講義務があるものですので、ご注意ください。

次に、これまでは、提出書類及び職務上請求書の控え用紙綴りを事務局職員に確認させていましたが、改正後の規則では、所管部署の役員等が確認しなければならない扱いに変更されましたので、これに基づき総務部員が確認することとしました。

そして、役員は常勤ではありませんので、払出日を毎月2回に限定することとし、さらに、確認作業に要するコストが発生するため価格を2,000円に改定いたしました。

以前とは異なり、担当役員が職務上請求書の使用内容を子細に確認しますので、使用及び管理について、これまで以上に注意を払っていただく必要があります。

使用方法等の詳細については、全会員に配付した「職務上請求書取扱説明書」を御確認ください。

- 「職務上請求書取扱説明書」は令和5年7月末に発送した行政ぐんま7月号（No.189）に同封しました。これ以降の入会者には、入会式の際に配付してあります。

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について (令和6年1月～令和7年3月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来局してください。

記

1. 令和6年1月～令和7年3月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月
10日(水)	14日(水)	13日(水)	10日(水)	8日(水)	12日(水)	10日(水)	9日(金)
24日(水)	28日(水)	27日(水)	24日(水)	22日(水)	26日(水)	24日(水)	28日(水)

※8月の第2水曜日は事務局が夏季休業のため、9日(金)となります。↑

R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
11日(水)	9日(水)	13日(水)	11日(水)	8日(水)	12日(水)	12日(水)
25日(水)	23日(水)	27日(水)	25日(水)	22日(水)	26日(水)	26日(水)

2. 金 額 1冊 2,000円

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証（写）、購入申込書、誓約書
使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）

4. 郵送等による購入

確認日に来局することができない場合は、あらかじめ簡易書留又は持参により必要書類を事務局に提出してください。

確認日の3日前までに事務局に到達した購入申込書、誓約書、使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）を確認し、記載内容に問題がない場合は本人限定受取郵便又は直接の引き取りにより払出しを行います。

※直接事務局で引き取りの場合、行政書士本人以外にお渡しはできません。

料金は、本人限定受取郵便の場合は、同封の請求書に記載してある振込先へ送金し、直接の引き取りの場合は、事務局職員に現金でお支払いください。

郵送等で購入の申し込みを行う場合は、購入申込書等必要書類のほかに、

①引き取りの方法（「郵送」又は「直接（引取予定日を含む）」）

②携帯電話番号を記載した添え状を提出してください。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp

FAX 027-233-2943

払出日3日前まで予約受付（土日除く）

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。

購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。

行政書士会
会 長 殿

登録（法人）番号 :
支 部 :
氏 名（法人名称）:

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3. 添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他（願末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- （1）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- （2）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- （3）職務上請求書には、不実の記載をしません。
- （4）控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- （5）廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- （1）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- （2）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- （3）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- （1）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- （2）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	年 月 日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--

公益社団法人群馬県産業支援機構との包括連携協定の締結

副会長 吉田 明浩

令和5年9月6日、本会と公益社団法人群馬県産業支援機構とは、包括連携協定を締結しました。締結式は、群馬産業技術センターで行われました。この協定は、両者が協定によって協力し合い連携することにより、群馬県内の中小企業をはじめとする産業の活性化を図ることを目的としています。協定事項の具体的な内容としては、以下のような事項が想定されています。

1 本会会員の活動や派遣、各種相談等への対応

- (1) 本会に所属する会員を人材登用し連携を図る。
- (2) 各種相談に対応するために連携を図る。

2 群馬県産業支援機構と本会のネットワークを活用した中小企業等の支援

- (1) 事業承継・引継ぎ支援センター承継計画策定スキームによる連携
 - ・本会会員の専門家登録による連携
 - ・本会会員の顧客の承継計画作成時の連携
- (2) ビジネスサポートBASEぐんま事業・よろず支援拠点事業創業者支援における連携
- (3) 販路開拓支援事業における連携

3 その他地域産業振興や中小企業等支援

- (1) 中小企業等支援全般にかかる情報交換
- (2) 中小企業等支援全般にかかる知識習得に関する連携

今後は、本協定に基づいて2ヶ月に1回程度の頻度で、群馬県産業支援機構との間で情報交換会を行ない、研修会やセミナー等をはじめ各種支援事業を行います。今年度は、2月と3月にそれぞれ研修会を開催することとなりました。

今後、県内の産業が活性化することを期待しています。



包括的連携に関する協定書

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月6日

公益財団法人群馬県産業支援機構（以下「甲」という。）と群馬県行政書士会（以下「乙」という。）は、県内中小企業、小規模事業者の継続的な発展に寄与するため、互いに支援・協力することを合意し、次のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、県内の中小企業、小規模事業者の活性化と地域産業の振興を図るため相互に協力し、持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。

第2条（協力事項）

甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- (1) 乙に所属する会員の活動や派遣、各種相談等への対応に関する事項
- (2) 甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業等支援に関する事項
- (3) その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域支援のために必要な事項

第3条（協議事項）

具体的な協力の形式、事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

第4条（秘密保持）

甲及び乙は既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく支援・協力を実施するうえで知り得た情報を、第2条に定める協力事項遂行のためのみに利用するものとし相手方の同意を得ることなく、当該情報を第三者に開示又は提供等してはならない。

2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、甲乙の代表者が署名した日から令和6年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間は甲又は乙から、有効期間満了日の1ヶ月前までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容にて1年毎に自動的に更新されるものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを確約する。

第7条（その他）

本協定に関し疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、円満な解決を図るものとする。

群馬県南橋市亀里町8-4-1
公益財団法人群馬県産業支援機構
理事長 大久保 聡

群馬県南橋市日吉町一丁目8-1
群馬県行政書士会
会長 吉田 島 俊 憲

館林信用金庫との包括的連携協定の締結

副会長 吉田 明浩

令和5年11月9日、館林信用金庫との間で、包括的連携協定を締結しました。当日は、前橋商工会議所会館にて締結式を行ない、報道機関の方にも出席いただきました。

本会では、日本政策金融公庫、高崎信用金庫、しののめ信用金庫、北群馬信用金庫の4つの金融機関との間で業務提携の協定を結んでまいりました。その中でも、しののめ信用金庫、北群馬信用金庫との間では、包括的連携協定を締結しています。今般締結した館林信用金庫との協定も包括的連携協定になっています。

本協定は、館林信用金庫と本会が相互に協力することによって、地域の活性化と産業の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的としています。特に、館林、邑楽郡の地域を対象としています。

本会としましては、本協定に基づいて、行政書士業務に関する相談会やセミナーを開催したり、館林信用金庫の顧客からの行政書士業務に関する各種相談等への対応などを行ないます。今年度は、3月に館林信用金庫の職員の方を対象とした研修会を開催することとなりました。

本協定の締結によって、金融機関の支店の配置状況では群馬県内の全域を網羅することができました。今後も金融機関との連携を図りつつ、群馬県内の活性化、産業の発展に寄与できるように努力したいと考えています。



包括的連携に関する協定書

館林信用金庫（以下「甲」という。）と群馬県行政書士会（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に寄与するため、互いに支援・協力することを合意し、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- （1）乙に所属する会員の活動や派遣、各種相談等への対応に関する事項
- （2）甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業等支援に関する事項
- （3）下記の事項をはじめとする甲の顧客からの相談対応
 - ①相談や遺言の作成に関する事項
 - ②成年後見制度に関する事項
 - ③法人設立に関する事項
 - ④建設業許可等の許認可申請
 - ⑤農地転用等の土地利用に関する申請
 - ⑥国・群馬県・市町村の補助金申請
 - ⑦農工商連携・6次産業化に関する申請
 - ⑧外国人の在留資格及び雇用等に関する事項
- （4）乙の顧問先や乙に所属する会員の顧客からの融資相談
- （5）相互の研修等への講師派遣
- （6）その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域支援のために必要な事項

（協議事項）

第3条 具体的な協力の形式、事業の具体的な企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく支援・協力を実施するうえで知り得た情報を、第2条に定める協力事項遂行のためのみに利用するものとし相手方の同意を得ることなく、当該情報を第三者に開示又は提供等してはならない。

2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、甲乙の代表者が署名した日から令和6年10月31日までとする。

2 本協定の有効期間は甲又は乙から、有効期間満了日の1か月前までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容にて1年毎に自動的に更新されるものとする。

〔反社会的勢力の排除〕

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）暴力団員等を利用してと認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- （5）その他前項各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らかの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（その他）

第7条 本協定に關し疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、円満な解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 11月 9日

群馬県館林市本町一丁目6番32号

甲 館 林 信 用 金 庫

理事長 早 川 茂

群馬県前橋市日吉町一丁目8番地1

乙 群 馬 県 行 政 書 士 会

会長 古田島 俊憲

【ご報告】 令和5年度特定行政書士法定研修実施について

特定行政書士法定研修

講義責任者 清水 裕幸

令和5年10月22日（日）に前橋商工会議所会館3階アイビーにて令和5年度特定行政書士法定研修考査を実施いたしました。群馬県行政書士会では、申込者14名、考査受験者8名、修了者は5名で、新たに特定行政書士として名簿に5名が付記されました。

日本行政書士会連合会から、下記の通り結果の公表がありましたので、ご報告いたします。

記

1. 令和5年度特定行政書士法定研修に係る公表について（全国）

○申込者数 663名

○受験者数 556名

○修了者数 366名

○合格率 65.8%

※公表事項については、日本行政書士会連合会ホームページ会員サイト「連CON」に掲載されています。

2. 参考資料

特定行政書士法定研修単位会別修了者数

※修了者数は総数になりますので、特定行政書士法定研修修了後に退会した会員も含まれた人数です。

以上

行政書士の電話無料相談報告

令和5年度 行政書士制度広報月間事業



03

【相談員名簿】

(敬称略)

日程	氏 名	支 部 名
10月2日(月)	須 藤 修 司	安 中 支 部
	宮 崎 透	吾 妻 支 部
	大 平 覚	館 林 支 部
	服 部 成 二	広 報 部 長



【項目別件数】

	相 談 項 目	10月2日
権利義務事実証明	遺言・相続（登記・税対策）	6
	各種契約（贈与・売買・交換・請負・委任・消費・賃貸借 等）	0
	定款・内容証明・会計記帳等	0
	不動産関係（登記・境界等）	0
	戸籍関係（結婚・離婚・養子縁組）	0
	知的財産	0
	空き家問題	0
	その他	0
	計	6
許認可関係	許認可申請手続（建設・風俗営業）	0
	法人設立	0
	土地開発	0
	農地転用	0
	自動車登録（車庫証明含む）	0
	入管関係	0
	その他	3
	計	3
	合 計	9

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
9	5	日行連関東地方協議会 令和5年度第1回国際業務連絡会(オンライン会議)		塩野部長
9	5	行政ぐんま190号校正会議	①行政ぐんま190号の校正について ②令和5年度行政書士制度広報月間について ③行政ぐんま191号について ④行政書士記念日事業について	吉田副会長、服部部長、 仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
9	6	公益社団法人群馬県産業支援機構との包括的連携に関する協定締結式		古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長
9	6	業務推進グループ会議	<協議事項> ①広報月間における挨拶回りについて ②事例発表会の開催について <報告事項> ①各担当員から活動状況について報告 ②分科会の活動状況について報告	吉田GL、松本SGL、堀越、武田、森田、上原、千明、鈴木、佐藤、小山、穂苅、新井各G担当員 古田島会長、山田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事 吉田支部長会議長
9	7	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会「相談業務研修」 講師：東京行政書士会 所属 行政書士ADRセンター東京次長 大槻美菜先生		山田副会長、大原部長、高橋部員
9	8	令和5年度第2回支部長会	①本会からの報告事項 ②各支部の事業執行状況等について ③各支部の報告事項等について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部各常任理事 吉田支部長会議長、池田、飯島各支部長会議副議長、中山、坂井、廣川、根岸、須藤、佐藤、徳江、大竹、太田各支部長
9	10	外国人のための法律相談		服部常任理事
9	12	国際業務・デジタル社会部会	①オンライン対応の調査に関する進捗について	古田島会長、吉田副会長、塩野部長、吉岡副部長、佐藤、田島、大谷各部員
9	13	職務上請求書払出し日		中島副会長、清水部長
9	19	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会 「相続業務に関する研修会」 講師：群馬県行政書士会 高崎支部 宮原直樹会員		古田島会長、尾池、藤生各部員
9	20	広報月間表敬訪問		古田島会長、服部広報部長
9	21	令和5年度第5回常任理事会	<協議事項> ①各部からの提案事項 <報告事項> ①各部からの報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、大原、服部、塩野各部長、吉田支部長会議長
9	21	令和5年度第6回申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田(明)、中島、清水、後藤、大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
9	22	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会 「相続土地国庫帰属制度に係る承認申請書の作成」 講師：群馬県行政書士会 高崎支部 岩崎博昭会員 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の運用状況」 講師：群馬県県土整備部建設企画課 担当職員		古田島会長、大原部長、高橋部員
9	25	入会式 2名		古田島会長
9	25	所有者不明土地等に関する連続実務セミナー		古田島会長
9	27	職務上請求書払出し		清水部長、上原、齋藤各部員
9	28	令和5年度第2回理事会	<審議事項> ①群馬県行政書士会会則施行規則の一部改正案について ②苦情処理及び苦情処理担当委員会の運営に関する規則の一部改正案について ③群馬県行政書士会事務局規程の一部改正案について <協議事項> ①当面の会務運営について <報告事項> ①令和5年度行政書士試験について ②令和5年度特定行政書士法定研修について ③日行連・関地協報告について④各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部各常任理事 上原、剣持、黒川、並木、本間、中澤、新井、尾池、高橋、藤生、仲道、小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事、吉田支部長会議長 オブザーバー 秋山顧問、池田、飯島、坂井、廣川、須藤、大竹、太田各支部長
9	29	業務推進グループ建設業務分科会会議	①令和5年度の活動方針について	吉田GL、穂苅、菅野各G担当員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
10	2	行政書士制度広報月間 「行政書士の電話なんでも無料相談会」		服部広報部長、須藤会員(安中) 宮崎会員(吾妻)、大平会員(館林)
10	3	業務推進グループ 入管業務分科会構成員会議	①令和5年度の活動について	古田島会長、吉田GL、千明、塩野各G 担当員
10	4	総務部会	①一般倫理研修について ②職務上請求書の払い出しについて ③特定行政書士法定研修について ④令和6年新年賀詞交歓会について ⑤成年後見サポートセンター群馬県支部と の協定案について	古田島会長、中島副会長兼部員 清水部長、上原副部長、齋藤部員 オブザーバー:塩野部長
10	11	職務上請求書払出し日		清水部長、齋藤部員
10	11	外国人材受入れ相談会		服部部長
10	12	許認可業務・法務業務部研修会【新人会員研修会(1日目)】 科目:「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師:群馬県総務部市町村課 主任 吉田順一氏 科目:「相続業務について」 講師:許認可業務・法務業務部副部長 新井清明会員 科目:「入管業務について」 講師:業務推進グループ 入管業務分科会会長 千明正由会員		古田島会長、山田副会長、大原部長 尾池、高橋各部員
10	13	許認可業務・法務業務部研修会【新人会員研修会(2日目)】 科目:「風俗営業許可申請について」 講師:許認可業務・法務業務部 藤生明美部員 科目:「建設業務について」 講師:国際業務・デジタル社会部 塩野有希部長		古田島会長、山田、吉田、中島各副会 長 大原、服部各部長、新井副部長 尾池、高橋各部員
10	15	外国人のための法律相談会		小田会員(前橋支部)
10	17	令和4年度上半期監査会(中間監査)		古田島会長、山田副会長、後藤部長 品矢、荒井、柳生各監事
10	17	相続・遺言等に関する無料相談会(藤岡市社会福祉協議会)		中里会員(藤岡支部)、小柏会員(藤岡支部)
10	19	令和5年度行政書士試験 チーフ監督員会議		試験場責任者、サブ責任者、チーフ監督員5名
10	19	日本行政書士会連合会関東地方協議会第2回会長会(web会議)		古田島会長
10	22	令和5年度特定行政書士法定研修考査		清水講義責任者、齋藤副責任者
10	23	許認可業務・法務業務部主催 任意後見制度の活用に関する研修会 「任意後見制度」 講師:コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部 清水整先生 「死後事務委任契約」 講師:コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部 相談役 中島肇先生		古田島会長、新井、大原各部員
10	24	外国人を対象とした無料相談会(東京入管)		服部常任理事
10	24	経理部会	①令和5年度上半期決算について ②インボイス制度について	古田島会長、山田副会長、後藤部長 剣持副部長、黒川部員、富沢専門員
10	25	職務上請求書払出し日		中島副会長、上原副部長
10	26	日行連関地協連絡会 会場下見		古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各 副会長
10	30	常任理事会	<協議事項> ①マイナンバーカード申請受託業務について ②群馬県行政書士会倫理研修規則案について ③各部からの提案事項 <報告事項> ①会員への苦情案件について ②各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各 副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各 部長 古田支部長会議長
10	30	令和5年度第5回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田 (明)、中島、清水、後藤、菅野、 大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
11	1	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会 「NPO法人の設立について」 講師：群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課担当者		古田島会長、尾池、高橋各部員
11	8	職務上請求書払出し日		清水部長、上原副部長
11	9	館林信用金庫との包括的連携に関する協定締結式		古田島会長、山田、吉田、中島、亀田副会長 太田支部長
11	10	入会者2名		古田島会長
11	11	行政書士試験前日会議(高崎経済大学)		
11	12	令和5年度行政書士試験(高崎経済大学)		
11	15	法務委員会	①会費滞納者への対応について	古田島会長、菅野委員長、中澤副委員長、 亀田、高橋、萩原、坂井各委員
11	15	総務部会	①群馬県行政書士会倫理研修規則(案)について ②成年後見サポートセンター群馬県支部との協定案について ③一般倫理研修について ④職務上請求書払出しについて	古田島会長、中島副会長兼部員 清水部長、齋藤、和久井各部員
11	16	まえばし創業支援ネットワーク「よろず相談会」		佐藤理事
11	20	日行連と関東地方協議会との連絡協議会		田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長
11	21			清水、後藤、菅野、服部、塩野各部長
11	22	職務上請求書払出し日		和久井、齋藤各部員
11	27	国際業務・デジタル社会部	①許認可業務・法務業務部との共催による研修会について	古田島会長、吉田副会長、塩野部長、 吉岡副部長、佐藤、田島、大谷各部員
11	27	常任理事会	<協議事項> ①コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部との協定について ②令和6年度関東地方協議会担当会としての運営について ③令和6年度基本方針及び予算策定並びに事業計画(案)について ④当面の会務運営について <報告事項> ①一般倫理研修受講状況について ②令和5年度行政書士試験について ③令和5年度特定行政書士法定研修について ④日行連・関地協報告について ⑤各部報告	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長 吉田支部長会議長
11	28	入会式 1名		古田島会長
11	28	総務部開催 日本行政書士会連合会 義務研修 「一般倫理研修会」集合研修		古田島会長、清水部長、上原副部長
11	28	行政ぐんま企画会議	<報告事項> ①令和5年度広報月間について <協議事項> ①行政ぐんま191号について ②広報月間支部交付金について ③行政書士記念日事業について ④広告について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、 柳、岩井、天田各部員
11	28	「外国人を対象とした無料相談会」(東京入管)		塩野常任理事

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
12	4	外国人を対象とした無料相談会(東京入管高崎出張所)		服部、塩野各常任理事
12	11	入会者 1名		古田島会長
12	13	職務上請求書払出し日		清水部長、齋藤部員
12	15	令和5年度第3回理事会	<協議事項> ①コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部との協定について ②インボイス制度に係る税務申告等事務の委託について ③災害時における被災者等相談に関する協定締結について ④当面の会務運営について <報告事項> ①令和5年度中間監査について ②令和6年新年賀詞交歓会について ③令和6年度基本方針及び予算策定並びに事業計画(案)について ④令和5年度特定行政書士法定研修について ⑤令和5年度行政書士試験について ⑥市町村課からの各所属長宛通知について ⑦ベトナム人協会への協力について ⑧館林信用金庫との業務連携について ⑨日行連及び関地協報告について ⑩各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事上原、齋藤、和久井、剣持、黒川、並木、本間、中澤、新井、尾池、高橋、仲道、小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事 オブザーバー：秋山顧問、柳生監事、富澤専門員、吉田支部長会議長
12	17	外国人のための法律相談		亀田副会長
12	18	総務部会	①群馬県行政書士会倫理研修規則(案)について ②職務上請求書払出しについて ③職務上請求書関係事務取扱責任者会議について ④令和6年新年賀詞交歓会について ⑤令和6年度関東地方協議会連絡会について ⑥一般倫理研修について	古田島会長、中島副会長兼部員 清水部長、上原副部長、和久井、齋藤各部員
12	18	許認可業務・法務業務部 主催 建設業許可申請業務に関する研修会(2日間開催)		新井副部長、尾池部員
12	19	「0から始める建設業許可申請」 講師 ワイズ公共データシステム株式会社 研修担当者		高橋、藤生各部員
12	19	外国人を対象とした無料相談会(東京入管)		田島理事
12	20	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま191号の編集について ②行政書士記念日事業について ③令和6年度事業計画及び予算案について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
12	22	常任理事会	<協議事項> ①令和6年新年賀詞交歓会について ②各部からの提案事項 <報告事項> ①各部からの報告事項	古田島会長、 山田、吉田、中島各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長 吉田支部長会議長
12	22	令和5年度第3回支部長会	<報告事項> ①本会からの報告 ②各支部の支部運営状況等について <協議事項> ①一般倫理研修受講状況について ②支部長会協議事項 ③情報・意見交換	古田島会長、 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長 吉田支部長会議長、 池田、飯島各支部長会副議長、 中山、坂井、廣川、根岸、須藤、佐藤、徳江、大竹、太田各支部長
12	25	入会者 1名		古田島会長
12	26	業務推進グループ主催 建設業務に係る事例発表会 発表者：前橋支部 河野会員 高崎支部 木村先生 高崎支部 手塚先生 藤岡支部 新井会員		古田島会長、吉田GL、小川、穂苅各G担当員
12	27	群馬県県土整備部建設企画課との意見交換会について		古田島会長、塩野常任理事、武田、小山、穂苅各G担当員
12	27	職務上請求書払出し日		中島副会長、上原副部長
事務局閉鎖<12月28日～1月3日>				

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

群馬県行政書士会

研修会

等 報告



行政書士のための相談業務研修会 開催報告書

令和5年9月7日
広報部長 服部 成二

日 時 : 令和5年9月7日(木) 13時30分から16時40分まで

場 所 : 前橋商工会議所会館2階 さくら

講 師 : 東京都行政書士会 / 行政書士ADRセンター東京 次長・調停人候補者
特定行政書士 大槻 美菜 先生

研修科目 : 行政書士のための相談業務

参 加 者 : 49名

報告内容 : 参集形式のみで、6年ぶりに開催しました。「相談」というキーワードから考えられることを学ぶことから始まり、相談には傾聴が欠かせないから深く考え、学び、傾聴状況をチェックシートで自分の思考・コミュニケーション傾向について振り返り、傾聴に必須となる①相槌、②キーワードの伝え返し、③アイメッセージ、④オープンクエスチョン、⑤要約についてさらに深く学びました。研修会を通じて、自身の相談の態度や状況に気付くこともあり、今後の対応に役立てられることも多かったのではないかと思います。





前橋支部

親睦研修旅行会

前橋支部親睦研修旅行会が10月28日(土)に開催されました。毎年バスによる日帰り旅行で行われ、今年は神奈川県三崎港・横浜方面をまわってきました。最初に向かった三崎港ではマグロを中心に買い物を楽しみ、昼食時はマグロ尽くしと兜焼きで大いに盛り上がりました。続いて三溪園を散策、さらに中華街で買い物などを楽しみ、最後にマリタタワーの展望台からの景色を堪能しました。参加者29名は無事に前橋駅に到着し、解散となりました。

今回は、朝の集合の際に前橋駅で突然の雨に見舞われ、いろいろ難渋しましたが、その後は終日好天に恵まれ、順調に予定をこなすことができました。



05

桐生支部

あつまれSDGs! 2023 ～みんなで育てるSDGs 未来ツリー～に参加して

令和5年10月29日(日)《あつまれSDGs! 2023》というイベントが桐生市共催で催されました。桐生支部でも行政書士制度広報月間の一環としてブースを出展し、広報活動を行いました。

昨年も親子連れを中心に多くの方が参加されたイベントということで、開催直前には雨も降りましたがその後は天候にも恵まれ、たくさんの方の来場(主催者発表で約4,000名)がありとてもにぎやかなイベントとなりました。

会場では市民活動団体や地元企業、金融機関、行政などのブース、キッチンカーなども出ており来場のみなさまはそれぞれ楽しんでいらっしゃいました。

桐生支部のブースでも、SDGsに関するクイズ・ユキマサくんの塗り絵に挑戦していただきユキマサくんグッズや行政書士パンフレット、子どもたちへはお菓子を配り行政書士とSDGsのPRを行い、たくさんの方に楽しんでいただきました。

特にユキマサくんの塗り絵は好評で、子どもたちは2パターン用意した塗り絵を選び一生懸命に塗ってくれてとても可愛いユキマサくんがたくさん出来上がりました。

100部用意した塗り絵が1時頃には終わってしまふほどでした。

今回、初めてSDGsのイベントに参加させていただき、先輩会員の方々と共にブースに立ち改めて行政書士としてSDGsへ取り組み業務を通じて地域社会への貢献が出来ればと思いました。



桐生支部

令和5年度 東毛4支部合同視察研修会について

去る9月11日(月)、令和5年度 東毛4支部(桐生・館林・太田・伊勢崎)による、合同視察研修会を開催いたしました。今般、知識の習得という点では、Zoom や VOD など、事務所に居ながらにして業務知識を学ぶ選択肢も増えてきました。今回の研修を企画するにあたっては、「この地域にしかない」、「体験を通しての学び」といった視点を大切にして、「わたらせ渓谷鐵道 品川社長講演会とトロッコ列車体験乗車」を実施することとしました。開催に当たっては、研修であることを主眼に、以下の目標を設定しました。

- (ア) 過疎化などの地域課題に取り組む企業の事例を学び、街の法律家である行政書士として地域のなかでどのような役割を担っていけるかについて考える機会とする
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の格付けが5類に移行したことを踏まえ、支部の垣根を越えた行政書士間の交流、連携強化の場とする
- (ウ) 地域住民や行政機関とのコミュニケーションを円滑におこなうために、東毛地域の文化や歴史についての教養を高める機会とする

また今年度の主幹である桐生支部としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で苦戦している、桐生市・みどり市の地域住民の足でもあるわたらせ渓谷鐵道に対し、利用を通じて支援の一助となればという思いもありました。

当日は、東毛4支部の会員の他、前橋支部、高崎支部からも5名の参加をいただき、総勢45名が、貸し切りの「わっしー号臨時列車」へ乗車し、終点の間藤駅へ向けて出発しました。途中、神戸(ごうど)駅までは、わたらせ渓谷鐵道株式会社の品川社長に同乗いただき、ご講演をいただきました。品川社長から、足尾銅山の銅鉱石を運ぶために敷かれた鐵道が、国鉄時代の足尾線を経て現在のわたらせ渓谷鐵道になった経緯、沿線の人口が減少していく中で、トロッコ列車や路線を歩くツアー、ゾンビ列車など様々な企画をしかけて観光客を呼び、現在、テレビや雑誌などのメディアでもたびたび取り上げられる人気の鐵道となったことなどをお話いただきました。講演の後は、地域の特産品であるやまと豚弁当をいただきながら参加間の交流の時間となりました。途中、列車からでしか見ることができない滝や渓谷の風景をわたらせ渓谷を渡る風を感じながら、支部の垣根を超えた交流を深めることができたかと思います。



安中支部

西毛四支部合同研修会の報告

日時：令和5年11月24日(金)午後2時～ 場所：安中市 並木苑 会議場
参加者：80名(市内の遺言相談者10名含む)

西毛四支部合同研修会が上毛かるたの「中仙道のぶ安中杉並木」の会場で開催しました。江戸時代の参勤交代で加賀100万石等の大名行列、あるいは幕末には和宮親王が14代将軍家茂に嫁ぐために総勢3万人で50kmに及ぶ大行列がこの杉並木を通り、この場所で一服されました。また中仙道の碓氷関所は、今年設置400周年を迎え盛大なお祭が行われ、碓氷峠めがね橋、アプト式鐵道遺産、松井田城等の保全と活用では安中支部の行政書士の方々が先頭に立ち活躍し地域貢献しております。

今年度の研修テーマは、相続登記の申請義務化が、来年4月から施行されます。そこで、遺言制度の自筆遺言と公正証書遺言に関する最新情報の実務について、第一部は自筆証書遺言書保管制度について、前橋地方法務局高崎支局の遺言書保管官山田智之様、第二部は公正証書遺言及び遺言執行者の留意点(遺留分)について、富岡公証役場の公証人鈴木朗様よりご講義を頂きました。そして休憩後に安中市成年後見制度利用促進について、安中市社会福祉協議会の中山博史様から寸劇動画からご紹介。最後の締めは郷土文化遺産、碓氷峠の馬子唄をご披露しました。



令和5年度

行政書士試験 実施報告

令和5年度 行政書士試験
群馬県会場 責任者 秋 山 賢 治

令和5年度行政書士試験は、11月12日(日)高崎経済大学を会場に実施されました。

年々受験者の減少が指摘されておりましたが、全国で59,460名（前年度60,479名）群馬県会場では862名（前年度852名）昨年並みの受験申し込みがありました。

当日の受験者数は群馬県会場で683名、申込者の約79%でした。

本年は新型コロナウイルス感染症が収束し感染症法第5類に移行したこともあり、受験者に対しては、体温測定結果申告書の提出、入室時の検温、手指の消毒、マスク着用徹底などは免除され負担は軽減されました。

本年も、1号館と6号館の二棟に加え、2号館・7号館の大教室を使用させていただけることとなりました。感染症対策解除により各教室の収容人員が増えたため、令和4年度は11教室を使用しましたが、本年は6教室で実施しました。

試験問題の梱包方法が変わり、キャンパスも広いので、監督員・本部員の皆様には搬送・移動のご負担をおかけしましたが、当日は、穏やかな天候に恵まれ、試験を実施することができました。

本年は記録的な猛暑が続き、立冬が過ぎたにもかかわらず連日最高気温が25度を超えていました。しかし、試験当日は、朝の気温が10度前後と急激な気温の変化が生じ、試験室の気温調節や換気など充分試験環境に留意して開始時刻を迎えました。

試験開始直前に、試験室で体調不良を訴え、床に横臥している受験者がいるとの連絡がありました。看護師さんに同行していただき、別室で様子を見た結果、無事受験することができましたが、看護師さんから「AED」は緊急事態対策で試験会場には「血圧計・体温計」は備えておいたほうが診断がしやすい、とのご指摘をいただき、行政書士試験センターに報告いたしました。

他の受験室においても室温調節に対する注文や、インフルエンザの疑われる受験者「咳込み」などへの苦情がありましたが、チーフ監督員の賢

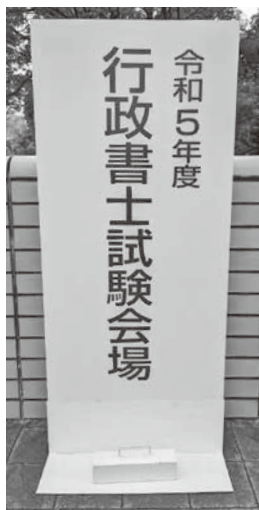
明なご判断と処置により、無事試験を終了することができました。突発的なアクシデントに迅速・冷静に対応していただいたチーフ監督員の皆様の判断に敬意を表します。

試験実施にあたり、監督員・本部員を務めていただいた皆様、ご理解ご協力をいただいた事務局の皆様、関係各位に心よりの御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

合格者の発表は令和6年1月31日を予定しておりますが、多くの受験者が合格され、我々の仲間としてご活躍されることを祈るとともに、会員の皆様におかれましては、先輩の行政書士として、襟を正し、目標となるべく務めていただければ幸いです。

平成12年に総務省から各都道府県と行政書士試験研究センターと日本行政書士会連合会に、行政書士試験実施の委託がされて以来、23年間で、17回にわたり私が試験場責任者を務めさせていただきました。試験場の手配、新型コロナ感染症対策など、様々なトラブルに遭遇しましたが、監督員・本部員の皆様をはじめ会員皆様のご理解ご協力によって無事務めることができました。突発事態に備え対処する必要など本当に良い経験になりました。

併せて、永年にわたりご支援いただきました事務局の皆様のご努力にも深甚なる感謝を申し上げます。ありがとうございました。



06



業務指導通信



令和5年度第1回相続業務分科会構成員会議に関する報告書

業務推進グループ相続業務分科会会長 上原 陽子

日 時：令和5年8月31日（木）

会 場：前橋商工会議所3階 リリィ

出席者：群馬県行政書士会会長 古田島俊憲

業務推進グループリーダー 吉田明浩

相続業務分科会 分科会会長 上原陽子

構 成 員 中澤望、須藤修司、小林聡子、新井優子、新井清明、
大谷正己、折茂立美、大和成子、新井詩帆、中西浩子、
高橋雅之、土屋健一、金竹俊夫、天田沙稀、高橋壺京、

令和5年8月31日、第一回相続業務分科会構成員会議が行われた。会議に先立ち構成員には以下の事前アンケートを行った。①今までの相続業務の内容 ②業務の中で難しかったり苦慮した点 ③隣接士業との連携 ④今後分科会で行いたいこと。

古田島会長と吉田グループリーダーの挨拶に続き、自己紹介とアンケートの回答について一人ずつ発言をいただいた。①については法定相続情報及び遺産分割協議書や遺言書の作成の経験が多く、②については依頼者との信頼関係の構築や金融機関への対応。また事理弁識能力が低下した相続人への対応の難しさなど具体的な事例の発表があった。③は司法書士や税理士との連携が多くみられた。相続業務は他士業と隣接している内容も多く、慎重な対応を求められるケースも見受けられた。

次回は一つの事例を事前に示し、各々の考えを持参し、手続きや対処の仕方など他の先生の方法を学び合える分科会としたい。

令和5年度第1回建設業務分科会構成員会議に関する報告書

業務推進グループ建設業務分科会会長 穂苅 優人

日 時：令和5年9月29日（金） 13：30～15：00

会 場：前橋商工会議所3階アイビー

出席者：群馬県行政書士会会長 古田島俊憲

業務推進グループリーダー 吉田明浩

建設業分科会 分科会会長 穂苅優人

構 成 員 池田正晃、町田康裕、松本直子、住谷真希、新井詩帆

約1年ぶりとなる建設業務分科会構成員会議を開催し、構成員を対象とした事前のアンケート調査に基づいて意見交換・情報共有を行ないました。各構成員が日々の業務で抱えている不安や、過去扱った難しい案件等を共有し、活発な意見交換がされました。建設業法は改正の頻度も高く、常に最新の情報を把握しておく必要があります。また、マニュアル通りでなく個別の案件ごとに判断が必要になる場面も多く、構成員同士で情報を共有することの意義を強く感じました。

現状では建設業務に係る実務経験レベルに構成員間でばらつきがあるので、分科会のレベルの底上げ、及び実務精通者の育成が当面の課題になると思われます。今後は12月に開催される建設業事例発表会で構成員を募り、今年度内に第2回構成員会議を開催できるよう準備を進めております。

令和5年度第1回入管業務分科会構成員会議に関する報告書

業務推進グループ入管業務分科会会長 千明 正由

日 時：令和5年10月3日（火） 13：30～15：30

会 場：前橋商工会議所3階アイビー

出席者：群馬県行政書士会会長 古田島俊憲

業務推進グループリーダー 吉田明浩

入管業務分科会 分科会長 千明正由

副分科会長 塩野有希

構 成 員 池田正晃、服部成二、岩井和幸、田島渡、大谷正巳、
渡邊強、住谷真希、高田純子、大和成子、中西浩子、
高橋雅之

最初に、分科会の重要性を再確認したあと、今後の活動の方向性、予定される活動、副分科会長や事例発表会発表者の件について報告しました。後半部分では、会員から事前に提出されたアンケートをもとに、最近の事例や入管手続きに関する疑問点など、多角的な視点から意見交換が活発に行われました。

参加者の多数が意見や経験を共有し、諸先生の実際のエピソードを聞くことで、初心者からベテランまで新たな洞察を得ることができました。議論のテーマは、身分系在留資格から特定技能・技能実習制度、さらには申請窓口ごとの審査の差異に至るまで多岐にわたりました。諸先生が実際にどのような工夫をされているのかも共有され、特に保有個人情報開示請求の存在を知らなかった会員にとって、非常に有益な時間となったと考えております。

今回の定例会議にこのような意見交換の機会を設けた結果、ワークショップやパネルディスカッションなど意見交換を伴う新たな研修会の形について可能性を感じました。





令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会

今年も下記の日程で「日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会」が開催され、本会としましては11名で出席いたしました。

日 時：令和5年11月20日（月）・21日（火）
場 所：ソニックシティ / パレスホテル大宮
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
当番会：埼玉県行政書士会

第1日目は、ソニックシティホール国際会議室にて、開会式がありました。

開会式では、開会の辞 関地協副会長 和田 英幸 様
関地協会会長挨拶 関口 隆夫 様
来賓挨拶 埼玉県副知事 砂川 裕紀 様
日本行政書士会連合会会長挨拶 常住 豊 様



がそれぞれ行われ、開会式後は、下記の分科会ごとに部屋を移動して、意見交換会が行われました。

- ①「総務部事業関係」
- ②「広報関係業務」
- ③「建設環境関係業務」
- ④「国際関係業務」
- ⑤「市民法務関係業務」

その間、「会長会」も開催されました。

意見交換会が終わり、午後6時からは懇親会（パレスホテル大宮4階ローズルーム）となりました。

第2日目は、パレスホテル大宮4階ローズルームにて、全体会が開催されました。

全体会では、来賓挨拶（さいたま市長 清水勇人様）があり、各分科会からの報告ののち、日行連との連絡会として、常住日行連会長から「日行連の当面の諸課題及び事業の説明」がありました。その後は、「日行連に対する要望・意見等に対する回答、質疑応答」、「日本行政書士会政治連盟の活動等についての報告」がありました。

最後に、関口隆夫関地協会会長からの挨拶があり、その後、次年度当番会である本会の古田島会長より挨拶と閉会の辞がありました。古田島会長は次年度の意気込みを多いに語りました。

会 長 会

会長会では、「一般倫理研修について」と「業務受託について」の2つのテーマを中心に情報交換を行いました。以下、各単位会から寄せられた情報です。

〈一般倫理研修について〉

Q：未受講者へはどのように対応しているか

A：・本会で集合研修を実施している
・支部単位で集合研修を行うように依頼している
・会報誌に掲載し受講を促している 等

〈業務受託について〉

Q：現在受託している業務は何があるか

A：・経営事項審査の申請書類確認
・空き家・所有者不明土地の調査
・産業廃棄物処理業の申請書類確認
・運輸局での窓口相談
・J Aの葬儀関連業務 等

一般倫理研修の対応については、群馬会と同様の対応を取っている単位会が多かったようです。受託業務については、群馬会としてはこれから力を入れなければいけない分野なので、他の単位会の情報を参考にして官公署等からの業務が受託できるよう進めてまいります。

令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会出席報告

群馬県行政書士会 総務部長 清水 裕幸

令和5年11月20日（月）・21日（火）と埼玉県のソニックシティ・パレスホテル大宮で、2日間にわたり日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会に出席いたしましたので、御報告いたします。

今回、初めて関東地方連絡協議会へ出席させていただきました。

総務部事業関係の意見交換会では、日本行政書士会連合会が定めた「一般倫理研修」の関係についてと、「職務上請求書」の関係について、2つの議題を主に意見交換がされました。

一般倫理研修が義務化され、令和6年3月31日までに、すべての所属会員が受講するにはどのように受講を促すかなど、各単位会で工夫しながら取り組んでいることを知ることができ、群馬会も来年3月31日に向けさらに一般倫理研修の受講を促す努力が必要であることを感じました。

職務上請求書の関係については、不正使用をきっかけに、職務上請求書の控え綴りの確認が厳格になり、単位会ごとにチェック体制を構築して取り組んでいるようです。

控え綴りを確認する際、4段階に控え綴りを評価し厳格にチェックを行い、注意を促している単位会や、控え綴りに記入不備があった場合には、注意事項を記載した赤色のスタンプを押して、記入不備の是正を求めるなど厳しい対応を行っている単位会もありました。

群馬会でもしっかりと控え綴りのチェック体制を整えて、記入不備等に対応したいと思います。

最後に、今回の意見交換会を通じて、各単位会の一般倫理研修への対応や、職務上請求書の払出しの取り組みを知ることができ大変参考になりました。

今後の総務部事業に役立てたいと思います。

日行連関東地方協議会「広報業務分科会」に出席して

副会長 山田 英史

去る11月20日、さいたま市で開催された日行連関東地方協議会・広報関係業務分科会に参加いたしました。担当の吉田副会長、服部広報部長が別の分科会に参加される都合上、私が出席させていただきました。

会議は、埼玉会・赤坂副会長の進行で、各会の担当者17名が約2時間にわたり、意見交換を実施いたしました。事前アンケートに回答した内容について、各単位会が発言する形式で行われました。以下、各項目についてご紹介いたします。

1 広報活動の効果

○業務依頼拡大のための広報効果をどう測定しているか（神奈川会）

※各会とも明確な対策はない様子で、HP、業務紹介冊子の発行等で対応。

その他、広報月間における野外イベントの開催などが発表された。

2 デジタル化・情報発信等

○デジタル化、紙媒体の広報誌、SNS等の媒体利用を、どう対応しているか等（東京会以下各単位会が共通で回答）

※会員向けの広報誌（紙媒体）を廃止して、HP掲載のみとしたいとの意見がある一方で、「全員に閲覧してもらえるか」「メール配信も検討しているが、アドレスのない会員もいる」「反対している会員がいる」との意見もあった。HP以外の手段（SNS等）については、発信効果、媒体への信頼度など消極的な印象であった。

しかし、各会とも経費削減、事務処理の省力化などのため、会員向けの紙媒体の廃止を検討する方向性であった。

3 その他

東京会発行の対外広報誌「プエンテ」について、好評である旨の発表があった。

4 参考

当会の研修会・事例発表会等の申込について、HP専用フォームのみとしたことを翌日の全体会で、分科会担当者から報告があった（分科会では、数単位会から「メール会員以外からの苦情はないか」などの質疑もあったが、周知期間を経て実施している旨を報告した。）。

終わりに、今回の分科会に参加し、会員向け広報、対外向け広報、業務拡大のための広報などについて、各単位会が苦心していることを実感いたしました。さらに、この「行政ぐんま」発行に際しまして、現広報部員をはじめ、歴代の部員、事務局担当者のご苦勞に敬意と感謝を表します。



建設環境関係業務 意見交換会報告書

塩野 有希

参加者：田中由佳（埼玉会副会長）川崎雅彦（埼玉会建設環境部長）栗田峰至（埼玉会風俗保健部長）平野大志（東京会常任理事）小出秀人（神奈川会副会長）大和めぐみ（神奈川会副会長）竹内義彦（千葉会副会長）秀澤秀之（千葉会建設土地環境業務部長）若山民雄（茨城会副会長）木村司（茨城会副会長）上島聡（長野会副会長）矢崎健吾（山梨会建設部長）戸本由紀子（静岡会副会長）五條義人（静岡会副会長）坂井利幸（新潟会業務部副部長）井上尉央（栃木会建設環境部長）菅野義郷（群馬会法規監察部長）塩野有希（群馬会国際業務・デジタル社会部長） 以上18名

建設環境関係業務では、大きく2つのテーマについて意見交換が行われました。

【1】経営管理責任者・専任技術者の常勤性について

自宅が営業所から遠い場合の経営・専技の常勤性の証明方法について、現在の取り扱いは各県で多少の差異があるものの、概ね90分以内の通勤であることや通勤定期券、ETC利用履歴、合理的な理由を説明した理由書・申立書などの提出が求められています。75歳以上の後期高齢者の常勤性の確認については、どの県も年々厳しくなっている傾向にあるようです。

また、昨今の働き方の変化に伴い、建設業において「テレワーク」の常勤性をどのように捉えるか意見交換がなされました。栃木会では県がテレワークの常勤性を認めるなど先進的な取り扱いがされているようですが、他の県ではまだ具体的には確立されていないようです。情報交換会では、専任技術者については突発的な事態に備える必要があるため常勤としての合理的な距離が求められるものではあるが、経営管理責任者においてはその職務の性質上、距離的な条件は必ずしも要するものではなく、経営と専技では取り扱い違いがあるはずなので今後の国の判断を待ちたいと意見がまとまりました。

【2】JCIP申請と閲覧電子化について

各単位会のJCIP利用状況はあまり進んでいないようです。その原因のひとつとしてシステムの不具合がありますが、日行連から国交省への申入れにより今後修正が行われる予定とのことでした。また、一番のハードルはGビズIDの取得や委任設定であるという点は各県共通の認識でした。今後宅建業や産廃業のオンライン申請をはじめ他の許認可申請にもGビズIDが利用されることからGビズIDの普及が進むことが期待されますが、行政書士会としてもオンライン申請のメリットについてもっと会員に周知し、GビズIDの取得も含めて顧客をサポートしていく必要があるとの意見が出されました。東京都では経審の郵送受付が終了と窓口かJCIPのみとなるなど業務のオンライン化は徐々に進んでいるため、これに対応できるよう利用率を上げていくためにどのような対策を取るべきか様々な意見が交わされました。

令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会連絡会との連絡会 国際業務部会 出席報告書

広報部長 服部 成二

日時：令和5年11月20日（月）14時45分から17時まで

場所：大宮ソニックシティビル 8階806会議室

出席者：雨貝幹彦（東京会・副会長）、鈴木健一（東京会・常任理事）、向川潔（神奈川会・副会長）、下川原孝司（神奈川会・理事）、岩崎弘太郎（千葉会・理事）、橋本哲（茨城会・副会長）、佐藤雄太（茨城会・国際部長）、三浦洋子（長野会・国際部長）、丹沢仁（山梨会・副会長）、加々美一雄（山梨会・理事）、中山正道（静岡会・副会長）、成瀬記言（静岡会・理事）、小宮淳（新潟会・副会長）、豊田近弘（栃木会・副会長）、橋本俊治（埼玉会・副会長）、藤原大祐（埼玉会・国際部長）、山本修史（埼玉会・社会貢献部長）、亀田恒義（群馬会・副会長）、合計 19名（順不同）

内容：事前にアンケート調査を行い、その結果に従い、（1）改正入管法の監理措置制度、（2）オンライン申請、（3）外国人支援コーディネーターの3つについて、情報・意見交換を行いました。

（1）については、2024年6月施行開始となっていて、さまざまな情報が錯綜しており、想定される問題点や課題を挙げ、それについて活発な意見交換が行われ、特に我々の関与度、対象となる外国人に利用を促進する方法については、今後も継続して情報・意見交換を行うこと、（2）については、利用率の向上を目指すための改善点、利用する場合の本人とその意思確認の徹底を図る等の問題点を整理したこと、（3）については、国家資格化と取次申請を認める方向に反対の立場を主張すること、以上のような意見をまとめ、翌日に開催される日行連との意見交換会で伝達することを決めました。



08

日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会 市民法務関係業務意見交換会 参加報告

経理部長 後藤 康徳

「市民法務関係業務」意見交換会は、11月20日14:45～17:00、大宮のソニックシティビル807で第5分科会として行われ、11都県会18名が参加し群馬会からは吉田明浩副会長と私の2名の参加でした。

事前に出されていた意見交換したい事項は、（1）相続・その他市民法務関係で13項目（2）空き家・所有者不明土地対策関係で8項目と多岐にわたりましたが、時間の制限もあることから【財産管理業務について】と【研修会について】の2項目を中心に会議が進められました。

活発に意見交換が行われ、埼玉会からは行政書士による財産管理業務の取り扱いが周知されたことによりコスモスで業務がやりやすくなったとの声が寄せられました。また、職務上請求書について、司法書士では法定内と法定外で運用を分けているが、行政書士会として検討していく余地があるのではないかと意見が出されました。職務上請求書については、今後手直しをしていくところは結構あるという意見が大勢でした。

空き家相談業務について、新潟会からの情報で公的資格でもない空き家相談士という人達がこの分野にかなり入って来ていて注意を要するという意見提供がありました。私からは、群馬会の研修会についてホームページを通して予約申込をしている現状などを紹介しましたが、各会から関心を持っていただいたようです。

分科会に参加して全般的に思ったことは、充実した資料提供を準備してこられた都県会も少なくともその意気込みに先ず感じ入りました。また、各会から課題などに対する真摯な取り組み姿勢を伺うことができ連帯感を感じることもできました。

来年の日行連と関地協との連絡会は群馬会の担当で高崎にて行なわれますが、意義深い連絡会となるよう取り組んでいきたいとの思いを強くいたしました。



令和5年度 顧問県議との意見交換会 開催報告書

報告者：日政連群馬県支部 常任幹事 服部成二

日 時：令和5年9月28日（木）
午後4時30分から午後5時40分まで

場 所：群馬県政会館3階 大会議室

出席者：出席者名簿の通り



内 容：数年振りに新型コロナウイルスの感染拡大の影響以前の状況で、顧問県議と意見交換会を行いました。県内における行政書士業務や業務に関連することについて、改善して欲しいこと等を要望事項として取り上げ、県議会を始めとする関連部署や機関と調整を行っていただきたいという趣旨でこのような意見交換をする場を定期的に設けさせていただいています。我々からの要望は15項目あり、業務に添付する書類の省略や押印の廃止、今後の業務拡大に備えて我々の活用を促すもの等が大多数であり、その中からいくつかの項目について、質疑応答がありました。活発な意見交換が行われ、お互いにとって価値あるものとなりました。今後も続けて開催されることを希望します。

《 自民党県議と群馬県行政書士会（日政連群馬県支部）との意見交換会 出席者名簿 》

群馬県議会議員（敬称略）

久保田 順一郎	邑楽郡	県議団 顧問
星 野 寛	利根郡	県議団 代表
狩 野 浩 志	前橋市	県議団
橋 爪 洋 介	高崎市	県議団
星 名 建 市	渋川市	県議団
井 田 泉	佐波郡	県議団
井 下 泰 伸	伊勢崎市	県議団
金 井 康 夫	沼田市	県議団
安孫子 哲	前橋市	県議団（群馬県議会議長）
伊 藤 清	安中市	県議団
矢 野 英 司	富岡市	県議団
相 沢 崇 文	桐生市	県議団
神 田 和 生	藤岡市・多野郡	県議団
秋 山 健太郎	太田市	県議団 事務局
牛 木 義	甘楽郡	県議団
松 本 隆 志	館林市	県議団
水 野 喜 徳	吾妻郡	県議団

群馬県行政書士会（日本行政書士政治連盟群馬県支部）

顧問（支部長）	秋 山 賢 治
会長（副支部長）	古田島 俊 憲
副会長（副支部長）	山 田 英 史
副会長（副支部長）	吉 田 明 浩
副会長（副支部長）	中 島 肇
副会長（幹事長）	亀 田 恒 義
常任理事（副幹事長）	菅 野 義 郷
常任理事（常任幹事）	清 水 裕 幸
常任理事（常任幹事）	後 藤 康 徳
常任理事（常任幹事）	大 原 岳
常任理事（常任幹事）	服 部 成 二
常任理事（常任幹事）	塩 野 有 希
支部長会議長（常任幹事・分会長）	吉 田 憲 一

群馬県行政書士会（日本行政書士政治連盟群馬県支部）

前橋支部長（分会長）	池 田 正 晃
伊勢崎支部長（分会長）	飯 島 正 暢
太田支部長（分会長）	坂 井 淳 志
富岡支部長（分会長）	廣 川 道 明
安中支部長（分会長）	須 藤 修 司
吾妻支部長（分会長）	大 竹 秀 和
館林支部長（分会長）	太 田 雅 仁

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正について（周知）
- ・ 建設キャリアアップシステム代行申請同意書の集約について（周知）
- ・ 令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」に対する協力について（依頼）
- ・ 農地法施行規則第3条等の一部改正による申請書様式の変更について
- ・ 「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」とりまとめのWEB説明会の開催について（周知）
- ・ 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（周知）
- ・ 建設キャリアアップシステム代行申請同意書の集約について（通知）
- ・ 紙の自動車保管場所証明書を用いたOSS申請について（周知）
- ・ 行政書士実態調査への御協力について（依頼）
- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）
- ・ 行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
- ・ 保管場所標章の郵送交付に係る通達について
- ・ 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて
- ・ 「マンション管理適正化シンポジウム」及び「マンション管理適正化・再生推進事業成果報告会」の開催について（周知）
- ・ 職務上請求書の使用に関する会員への指導及び管理の徹底等について
- ・ 建設キャリアアップシステムの行政書士登録情報変更について
- ・ <CIIC>オンライン勉強会のお知らせ
- ・ 埼玉県（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可申請における「電子申請・届出サービス」利用の開始について
- ・ <大阪会>令和5年度調停スキルに関する研修会の開催について
- ・ 労働者協同組合周知フォーラム（東日本ブロック）の開催について（周知）
- ・ （一財）建設業情報管理センターの事務所移転のご案内
- ・ CCUS現場ステッカーデザインの公募について（周知）
- ・ 日本行政12月号（No.613）の印刷不良に関するご報告とお詫び

群馬県・市町村等からの通知等

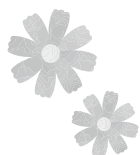
- ・ <県> 令和5年度第1回特殊詐欺被害防止対策講座「NO!詐欺キーパー講座」の開催について(周知依頼)
- ・ <県> 【重要】群馬県建設企画課からのお知らせ～建退共の履行証明書の発行待ちに伴う経営事項審査の特例対応について～
- ・ <太田市> 太田市建築指導課 開発許可制度の手引き改正（案）について
- ・ <県> 群馬県建設工事入札参加資格申請に関するお知らせ
- ・ <県> 雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド
- ・ <県> 自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）の税制改正について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 任意後見制度の活用に関する研修会の開催について
- ・ NPO法人の設立に関する研修会の開催について
- ・ 建設業許可申請業務に関する研修会の開催について（初心者向け）
- ・ <安中支部> 西毛4支部合同研修会の開催について
- ・ 戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の適正使用について
- ・ <藤岡支部> 窓口連絡協議会の開催について
- ・ CIICオンライン勉強会のお知らせ
- ・ 建設業務に係る事例発表会の開催について
- ・ 令和6年1月以降の職務上請求書払出しについて
- ・ 公正証書遺言に関する研修会の開催について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---



公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 第13回定時社員総会報告

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

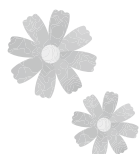


令和5年10月27日、虎ノ門タワーズオフィスにおいて、第13回コスモスの定時社員総会が開催された。コスモスが一般社団法人から公益社団法人へ移行した初めての総会で、移行について理事長から経過報告が行われた。

正会員数2168名のうち出席1558名（委任状、議決権行使書提出含む）。開会に先立ち日本行政書士会連合会常任会長の祝辞が代読された。

事業報告の後、第1号議案から第4号議案まで原案のとおり可決承認された。

今年4月総務省自治行政局から「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見業務を行うことについて」は「支障がない」旨の通知が発出されたが、全国のコスモスの会員がこの通知に力を得て、高齢者の権利擁護に更に力を発揮していくことを予見させる総会であった。



成年後見利用促進会議報告

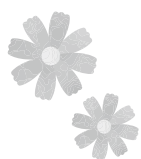
コスモスぐんま 塩野 有希

去る11月2日（木）、群馬県市町村会館にて令和5年度成年後見関係団体情報交換会が開催されました。県の委託により群馬県社会福祉協議会が開催したもので、群馬県健康福祉課、前橋家庭裁判所並びに専門職等団体として弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会（コスモスぐんま）、社会保険労務士会が参加しました。

成年後見制度の利用促進のために国が進める中核機関等の設置の進捗状況の報告があり、群馬県では令和6年4月までに24市町村（全体の68.6%）で整備され一定の成果が出ているようです。

また、先進的な取組についての情報交換や、報酬助成に関する各自治体の違いなどの課題も話し合われ、なかでも今後の後見制度の担い手確保については重要な課題として挙げられました。

令和6年4月には、権利擁護支援のための県単位の協議会が設置されます。コスモスぐんまとして成年後見制度の利用促進の一端を担えるよう、引き続き他士業や関係官庁と情報交換を行っていききたいと思います。

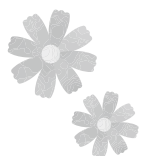


コスモスぐんま活動のご報告

コスモスぐんま 塩野 有希

● 第11期 定時社員総会について

令和5年9月14日（木）午後3時30分、高崎アーバンホテル10F会議室「ロッソ」に於いて第11回定時社員総会を開催いたしました。会員総数35名の内、出席者16名、委任状12名、欠席7名により総会は有効に成立し、各議案について異議なく承認され、閉会となりました。



成年後見利用促進会議報告

コスモスぐんま 塩野 有希

● 令和5年度第1回入会前研修について

年2回の開催となる入会前研修の第1回開講式を太田市の学習文化センターに於いて10月21日（土）に開催いたしました。例年、高崎市内の施設において開催して参りましたが、足を運んでいただくことが難しい東毛エリアの会員の皆様の交通の利便性を考慮し、初の取組として太田市内の会場での開催となりました。



広報活動について

ご高齢の方や障がいのある方の社会的孤立が進み、成年後見人や不在者財産管理人、相続財産管理人等の必要性が高まるなか、「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の総務省自治行政局行政課長の見解が通知されました。これを受け、コスモスぐんまでは行政書士広報月間において群馬県内の各市町村や社会福祉協議会等へ理事総員でパンフレットと共に総務省通知文の配布活動を行いました。

依頼者自身の意思のもとに安心して自分らしく生活できる適切なサポートを提供する専門家・行政書士へのニーズがますます高まるよう、当会では今後も周知活動に力を注いで参ります。

成年後見制度に関心をお持ちの会員の方は、ぜひコスモスぐんまの活動にご参加ください。会員の皆様のご入会をお待ちしています。お問い合わせは事務局までお願いします。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1 前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL.027-234-3677 FAX. 027-233-2943

群馬県特定(産業別)最低賃金について

～ 群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました ～
確認しよう、最低賃金!

	群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間 935円	発効日 令和5年10月5日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 1,017円	発効日 令和5年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	

※最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(電話027-896-4737)又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室 (前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階)

新入会員

	会員番号 第3457号 氏 名 サイ トウ カズ ヒサ 齋 藤 一 久 所属支部 渋 川 入 会 日 2023. 9. 1 5		会員番号 第3458号 氏 名 ヨシ ノ ヒュウ ガ 吉 野 飛 我 所属支部 沼 田 入 会 日 2023. 9. 1 5
	会員番号 第3459号 氏 名 イシ バシ ヒロ ナカ 石 橋 広 仲 所属支部 前 橋 入 会 日 2023. 1 1. 1		会員番号 第3460号 氏 名 セキ グチ シン イチ 関 口 真 一 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 1 1. 1
	会員番号 第3461号 氏 名 コ バヤシ ヨシ ノリ 小 林 由 宜 所属支部 渋 川 入 会 日 2023. 1 1. 1 5		会員番号 第3462号 氏 名 オ ノ サト タク ヤ 小 野 里 拓 矢 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 1 2. 1
	会員番号 第3463号 氏 名 ゴ シマ ユウ イチ 五 嵐 優 一 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 1 2. 1 5		会員番号 第3464号 氏 名 イタ ニシ ヒロ カズ 板 西 宏 和 所属支部 前 橋 入 会 日 2023. 1 2. 1 5

[入 会 者]

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3457	2314 2340	斉藤行政書士事務所	377- 0008	渋川市渋川2508番地24 TEL 080-5533-7913		
		サイ トウ カズ ヒサ 齋 藤 一 久				
3458	2314 2341	行政書士戸丸和夫事務所	378- 0126	沼田市白沢町上古語父47番地20 TEL 0278-20-9070		
		ヨシ ノ ヒュ ウガ 吉 野 飛 我				
3459	2314 2626	行政書士事務所 赤城サポートオフィス	371- 0244	前橋市鼻毛石町1818番地13 TEL 090-5440-0005		
		イシ バシ ヒロ ナカ 石 橋 広 仲				
3460	2314 2627	関口行政書士事務所	370- 2101	高崎市吉井町南陽台1-11-2 TEL 027-388-2461 ytanigawaz@yahoo.co.jp		
		セキ グチ シン イチ 関 口 真 一				
3461	2314 2712	小林由宜行政書士事務所	377- 0003	渋川市八木原1226番地16 TEL 070-8381-5069		
		コ バヤシ ヨシ ノリ 小 林 由 宜				
3462	2314 2797	行政書士おのざと事務所	370- 0851	高崎市上中居町337番地5 TEL 027-327-4028		
		オ ノ ザト タク ヤ 小野里 拓 矢				
3463	2314 2866	五嶋行政書士事務所	370- 0883	高崎市剣崎町979番地1 TEL 027-386-2460・FAX 027-202-0260		
		ゴ シマ ユウ イチ 五 嶋 優 一				
3464	2314 2867	行政書士板西宏和事務所	371- 0016	前橋市城東町3丁目6番地2 2階203号室 TEL 090-6166-6176 westboard@k9.dion.ne.jp		
		イタ ニシ ヒロ カズ 板 西 宏 和				

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称				郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名						業務内容	兼 業	
2867	1014 0308	ゴ 後	トウ 藤	キヨ 清	タカ 孝		TEL 0270-27-5652			71
3363	2114 1969	ホソ 細	ノ 野	ヨシ 佳	ユキ 之	371- 0804	前橋市六供町二丁目31番地27			36
3109	1514 1995	ヤマ 山	グチ 口	リョウ 諒	タ 太	378- 0055	沼田市柳町2267番地4			126
2875	1014 0561	サイ 齋	トウ 藤	トモ 知	エ 恵	371- 0804	前橋市六供町三丁目56番地21			30
3428	2314 0438	クロ 黒	サワ 澤	ユ 侑	カ 加	370- 0801	高崎市上並榎町595-12 オオサキビル2F TEL 027-335-9592			60
2945	1114 2174	モテ 茂	ギ 木	テル 輝	アキ 章	370- 0875	高崎市藤塚町49-1 ベルコート藤塚102号室			54
3051	1414 0756	タカ 高	ハシ 槁	ヨシ 由	ユキ 幸	371- 0804	前橋市六供町四丁目6番地18			32

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

狩 野	優 先生	令和 5 年 8 月 16 日逝去	渋川支部
柳 田 廣	隆 先生	令和 5 年 8 月 24 日逝去	前橋支部
橋 本 利	通 先生	令和 5 年 9 月 19 日逝去	前橋支部
友 野 博	良 先生	令和 5 年 9 月 24 日逝去	高崎支部
福 田	保 先生	令和 5 年 10 月 7 日逝去	桐生支部
八 木 政	満 先生	令和 5 年 10 月 7 日逝去	前橋支部
下 田	泉 先生	令和 5 年 10 月 17 日逝去	藤岡支部

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
高 崎	4 1 9	田 中 好 二	令和5年 9月30日	廃 業
前 橋	2 3 6 6	柳 田 廣 隆	令和5年 8月24日	死 亡
沼 田	1 1 8 7	穂 苅 清 一	令和5年 9月25日	廃 業
前 橋	2 2 6 7	橋 本 利 通	令和5年 9月19日	死 亡
桐 生	1 4 3 9	矢 嶋 勝 見	令和5年 9月28日	廃 業
渋 川	1 8 5 0	狩 野 優	令和5年 8月16日	死 亡
館 林	2 6 9 2	栗 原 精 一	令和5年10月31日	廃 業
前 橋	2 9 5 1	八 木 政 満	令和5年10月 7日	死 亡
桐 生	1 5 4 1	福 田 保	令和5年10月 7日	死 亡
伊勢崎	3 0 1 2	細 谷 泰 孝	令和5年11月30日	廃 業
藤 岡	2 8 5 4	下 田 泉	令和5年10月17日	死 亡
前 橋	8 7 3	楯 祐 幸	令和5年11月30日	廃 業
沼 田	3 0 1 9	田 村 博	令和5年11月30日	廃 業
高 崎	2 4 9 0	小山内 恒 徳	令和5年11月30日	廃 業
高 崎	2 7 8 4	友 野 博 良	令和5年 9月24日	死 亡
桐 生	2 6 0 1	桐 生 みさを	令和5年11月30日	廃 業
太 田	1 1 2 5	根 岸 寧 孝	令和5年12月31日	廃 業

(届出受付順)

(会員名簿の変更はコピーして貼付してご利用下さい。)

〔特定行政書士名簿〕

所属支部 会員番号	登録 番号	事務所名称 氏 名	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)
吾妻 3411	2214 2248	行政書士保科秀夫事務所 ホ シナ ヒデ オ 保 科 秀 夫	377- 0423	吾妻郡中之条町大字伊勢町1314番地2 TEL 090-2488-3910 hoshina.h@nifty.com
伊勢崎 3432	2314 0599	新井浩之行政書士事務所 アラ イ ヒロ ユキ 新 井 浩 之	372- 0811	伊勢崎市若葉町22番8号 TEL 090-7416-6578
館林 3435	2314 0602	プロGRESS行政書士事務所 カネ コ カズ ヒコ 金 子 和 彦	374- 0018	館林市城町13番8号 TEL 090-5763-7393
前橋 3441	2314 1037	清水行政書士事務所 シ ミズ チ エ コ 清 水 千恵子	371- 0025	前橋市紅雲町一丁目24番7号 TEL 027-243-8048・FAX 027-223-3983 携帯 080-5542-1927 c.shimizu19272715@gmail.com
太田 3443	2314 1380	行政書士なのはな事務所 ヒラ タ マ イ コ 平 田 麻衣子	370- 0333	太田市新田下江田町440番地2 TEL 090-1823-9202

12

編集後記

金龍寺から東方を見下ろせば、SUBARU 群馬製作所北工場があり、同所はかつての中島飛行機である。

中島飛行機は、1917 年から 1945 年まで存在した日本の航空機・エンジンメーカーで創業者は元海軍機関将校であった中島知久平が飛行機報国を念じ創設した。エンジンや機体の開発を独自に行う能力と、自社での一貫生産を可能とする高い技術力を備え、第二次世界大戦終戦までは東洋最大、世界有数の航空機メーカーであった。

そして、終戦後、日本中の工場を散々に爆撃破壊された状態から航空機開発で培った高度な技術で世界でも有数の自動車会社へと復活を遂げた。

戦後、中島飛行機から解体された多くの会社も培った技術力を発揮して現在も継続している。

江戸末期に遡れば、産業革命を迎えた西ヨーロッパ各国は、大量生産された工業品の輸出拡大の必要性から、インドを中心に東南アジアと中国大陆の清への市場拡大を急いでいたが、のちにそれは熾烈な植民地獲得競争となる。

そして、嘉永 6 年（1853 年）に代将マシュー・ペリーが率いるアメリカ合衆国海軍東インド艦隊の蒸気船 2 隻を含む艦船 4 隻が日本に来航した。艦隊は江戸湾入り口の浦賀沖に停泊し、一部は測量と称して江戸湾奥深くまで侵入した。結果、幕府はペリー一行の久里浜への上陸を認め、そこでアメリカ合衆国大統領国書が幕府に渡され、翌年の日米和親条約締結に至った。

東南アジアで植民地にならなかった国は日本とタイだけで、当時、最新鋭の黒船来航の際、他の国は巨大な黒船に圧倒され屈服した。

日本は、黒船に技術者が乗り込み蒸気船を作ってやろうと詳細にメモを取って観察したという。その後、日本は造船大国となり経済大国となった。

しかし、現在、世界情勢は混迷し、わが国の経済は低迷が続けている。

今こそ先人等のようにピンチをチャンスに変える胆力を改めて日々養う必要があるのではないかと、金龍寺の石段から古びた SUBARU 群馬製作所北工場を眺めながら感じました。



行政ぐんま
第191号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 服部 成二(太田支部)
同 副 部 長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることがもちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

（平成26年12月27日施行）
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-02



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

